

第3回古平町議会定例会 第1号

平成25年9月25日(水曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第41号 専決処分(第4号)の承認を求めることについて
〔平成25年度古平町一般会計補正予算(第4号)〕
- 5 議案第42号 平成25年度古平町一般会計補正予算(第5号)
- 6 議案第43号 平成25年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 7 議案第44号 平成25年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 8 議案第45号 古平町防災無線施設の設置及び管理に関する条例案
- 9 議案第46号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について
- 10 報告第2号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率について
- 11 報告第3号 平成24年度決算に基づく資金不足比率について
- 12 同意第1号 古平町教育委員会委員の任命について
- 13 同意第2号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 14 同意第3号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 15 意見案第8号 道州制導入に断固反対する意見書
- 16 陳情第8号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について
- 17 陳情第9号 希望する教職員全員の再任用と必要な交付税追加措置の意見書採択を求める陳情書
- 18 陳情第10号 「教育費無償化」の前進を求める要請書
- 19 陳情第11号 地方財政の拡充に関する意見書採択を求める陳情書
- 20 陳情第12号 集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更に反対する陳情書
- 21 陳情第13号 介護保険制度の後退・改悪に反対し、充実に求める陳情書
- 22 陳情第14号 北海道の住宅リフォーム助成制度創設を求める陳情書

○出席議員(9名)

議長10番	逢見輝	続君	2番	岩間修身	君
3番	中村光	広君	4番	本間鉄男	君
5番	堀	清君	6番	高野俊和	君
7番	木村輔	宏君	8番	真貝政昭	君

開会 午前10時00分

○議会事務局長（藤田克禎君） それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員8名が出席されてございます。鶴谷副議長につきましては病気療養のため欠席、高野議員は所用によりおこなうとの連絡が入っております。

説明員は、町長以下13名の出席でございます。

以上でございます。

◎開会の宣告

○議長（逢見輝統君） ただいま事務局長報告のとおり8名の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

ただいまから平成25年第3回古平町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（逢見輝統君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（逢見輝統君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、3番、中村議員及び4番、本間議員のご兩名をご指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（逢見輝統君） ここで、去る9月18日に開催されました議会運営委員会での協議事項を議会運営委員長より報告していただきたいと思っております。

○議会運営委員長（真貝政昭君） それでは、私のほうから去る9月18日に開催されました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日9月25日から10月1日までの7日間とするものです。

議事日程でございますが、お手元に配付の日程表に基づき取り進めるものといたします。27日は、決算審査特別委員会開催のため、議決をもって休会とします。また、30日の本会議は、決算審査特別委員会終了後、時間を繰り下げて開催する運びといたします。

次に、議事の進行でございますが、報告第2号、3号、それと同意第2号、3号とは関連議案でありますので、それぞれ一括議題といたします。次に、7件ほど上がっております陳情につきましては、陳情第9号、12号は総務文教常任委員会に付託するものといたします。陳情第8号、第10号、第11号、第13号、第14号は、本会議で採択の上、本定例会中に意見書を提出する運びといたします。

決算につきましては、各会計の提案理由の説明が終わり次第、全員による決算審査特別委員会を設置しまして、これに付託し、審議することといたします。また、慣例により委員長には副議長を、副委員長には総務文教常任委員長を当てることといたしておりますが、副議長が所用のため欠席と

なっておりますので、委員長には総務文教常任委員長、副委員長には産業建設常任委員長を当てることといたします。

審議の方法でございますが、一般会計の歳入につきましては款別に3款程度に分けて、また歳出は款ごとに区切って質疑を行います。他の会計につきましては、歳入歳出一括で質疑を行います。また、質疑は一問一答で継続して質問することとして、他の人に移ったときは再質問はできないこととします。討論は本会議で行いますので、省略いたします。採決については、例年どおり各会計一括で行うこととします。次に、本会議でございますが、全員での特別委員会で質疑を行っておりますので、質疑は省略することといたします。また、討論、採決については、例年どおり一括で行うこととします。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（逢見輝統君） 議会運営委員長の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長（逢見輝統君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月25日から10月1日までの7日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、会期は9月25日から10月1日までの7日間に決定いたしました。

なお、明後日27日は決算審査特別委員会を予定しておりますので、休会といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、27日の本会議は休会とすることに決定いたしました。

次に、会議時間の変更についてでございますが、30日の本会議は決算審査特別委員会の終了を待って開始時間を繰り下げて会議を開きたいと思っておりますので、あらかじめご連絡いたします。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（逢見輝統君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、平成25年度6月分、7月分、8月分の例月出納検査結果、平成25年北後志消防組合議会第2回定例会結果、平成25年北後志衛生施設組合議会第2回定例会結果、平成25年第2回後志広域連合議会臨時会結果の4件でございます。

内容については、お手元に配付の資料をもってかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（逢見輝統君） 本日は定例会でございます。町長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○町長（本間順司君） 皆さん、おはようございます。本日、平成25年古平町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には何かとご多用の中、差し繰りご参集をいただきましてまことにありがたく、心から厚く御礼を申し上げます。

本定例会においてご審議いただく案件は、お手元に配付いたしました別冊議案にありますとおり、専決処分の承認が1件、補正予算案が3件、条例の制定が1件、規約の変更が1件、報告が2件、人事案件が3件、そして今年から本定例会でご審議をいただくこととなりました前年度の各会計決算認定の計12件でありまして、詳細につきましては上程の際にご説明を申し上げますのでそれぞれご審議の上、ご承認、ご決定、ご同意、そしてご認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは定例会でございますので恒例により、議案審議に先立ち行政報告を申し述べさせていただきますと存じますので、しばらくの間お聞き取りを願います。

昨年同様の春先の低温や夏の猛暑、これまでに類を見ないほどの熱中症患者が続出して重症患者を死に至らしめ、あちこちで頻繁に発生するゲリラ豪雨や突風・竜巻などの異常気象に悩まされている日本列島、先般は台風18号が列島を縦断して各地に甚大な被害をもたらしたばかりで本道も例外ではなく、特に道東太平洋側がターゲットとなり、記録的な大雨を降らせて去っていったのであります。夏以降、連鎖的に豪雨被害が発生している中、幸いにも本町地域においての大雨は見られず今のところ安堵しているところでありますが、台風シーズンでもあり要警戒であります。

それでは初めに総務企画関係から申し上げます。

平成25年度の古平町表彰式を9月4日に挙りましたが、議員の皆様には、大変ご多用にもかかわらず多数のご出席をいただきましてまことにありがとうございました。ご承知のように古平町功労者として多年にわたり、固定資産評価審査委員として地方自治の推進に、そして社会福祉委員として住民福祉にそれぞれ尽力された2名の方を表彰したのを初め、古平町功績者として社会貢献賞を1名、産業貢献賞を3名、さらには多額の金品等を寄附された2名、1団体に感謝状を贈呈したところであります。

次に防災関係であります。今年度第1回目の防災会議を8月21日に開催し、北海道地域防災計画の改正に合わせるべく、原子力災害での緊急時における判断及び防護措置の実施基準の設定、及び被ばく医療体制の整備等につきまして、古平町地域防災計画の改正を行ったところであり、あわせて、現段階では暫定版ではありますが、原子力災害時での退避等避難計画を策定したことにつきましても、会議の場で報告したところであります。

また、表彰式翌日の9月5日には東日本大震災で発生した大津波災害の教訓を踏まえ、西部地区5町内会を対象とした住民避難訓練を実施したところであり、町単独としては2回目の住民避難訓練で、留萌沖を震源とする震度6弱の地震による大津波警報が発令され、15分後に6メートルの津

波が押し寄せるという最悪のシナリオでの避難訓練でありましたが、自主参加の浜五・栄町内会を含めて204名の方々の参加をいただき、ほとんどの方が津波到着までの15分以内に目標地点の1次避難場所に到達していたという結果であり、事前に設定された日時での訓練であったこともありますが、ほぼ全員が避難し終えたということで安堵いたしましたところでもあります。

また、当日は陸上自衛隊真駒内駐屯地から、古平町と積丹町を担当している第11特科隊第3中隊の隊員にも参加をいただいたことから、住民皆さんの災害に対するさらなる意識の向上にもつながったのではないかと考えておりますが、訓練参加者の状況につきましては別表のとおりですので参考にさせていただきたいと思っております。

さらに、来月8日には原子力防災訓練が予定されており、本町では自家用車での避難を想定した訓練、ヘリコプターでの要援護者の移送訓練、バスでの児童生徒の集団移送訓練など最大級の訓練となりますが、町民の方々には重ねてのご協力をお願い申し上げます。なお、整備を進めている防災行政無線の進捗状況ではありますが、中継局・屋外拡声塔27基については既に整備が終了し、戸別受信機につきましても製造が終わって去る9月18日、静岡県沖電気沼津工場で製品検査を行ったところでもあります。今後は、各家庭への戸別受信機の設置作業が始まりますので、トラブル等のないよう住民周知を図りながら進めてまいりたいと考えております。

続きまして税財政関係について申し上げます。

本年度の地方財政計画における普通交付税の総額は17兆624億円（対前年度比2.2%減）、また、臨時財政対策債の総額は6兆2,132億円（対前年度比1.3%増）であります。これを踏まえた平成25年度の普通交付税が去る7月23日に決定となり、本町の普通交付税額は、表1にありますとおり対前年度比2,521万3,000円増（1.5%増）の16億8,655万8,000円、臨時財政対策債を合算した金額は、対前年度比1,950万5,000円増（1.1%増）の17億9,440万6,000円となったところであり、管内の状況も表2のとおりとなっております。

次に報告議案にもありますとおり、平成24年度決算を受けての財政健全化法に基づく本町財政の健全度を示す財政健全化判断比率につきましては、4指標全てにおいて法定基準を下回っており、実質公債費比率は0.3ポイント、将来負担比率は9.3ポイントそれぞれ改善されております。

続きまして民生関係について申し上げます。

例年のとおり、7月を強調月間とした「第63回社会を明るくする運動」は、7月8日の北後志5カ町村訪問車両パレードを皮切りにさまざまな運動が展開され、7月25日の古平町住民集会では65名の町民が参加する中、古平町の児童生徒が応募した標語の優秀作品に対して表彰を行ったところであり、7月29日には仁木町において北後志住民集会が開催され、本町の児童生徒の標語2点が北後志の優秀作品として入選を果たし、表彰されております。

次に、本年度は3年に1度の民生委員・児童委員の任期満了に伴う一斉改選に当たり、去る7月24日開催の民生委員推薦会において候補者の推薦を受け、現職全員を再委嘱するべく事務を取り進めておりますが、申すまでもなく民生委員・児童委員は社会奉仕の精神を持って地域住民に寄り添い、必要な援助を行うという地域に根差した一番身近な相談窓口であり、今後におきましても町はその活動をサポートしてまいりたいと思っております。なお、委嘱候補者は道と国の審査を経た後、12月

1日付で厚生労働大臣から委嘱される運びとなっております。

次に、今年度から墓地の景観や環境衛生を図る観点から供物等の持ち帰りをお願いしたところがありますが、お盆中の墓地の状況につきましては供物等の持ち帰りは比較的理解をいただいたものと判断しているものの、ごみ箱の設置を取りやめたこともあります。依然として周辺のやぶの中のみならず墓地区域にまで生活系のごみが投棄されているという状況であり、次年度に向けて新たな看板の設置などの整備を行うとともに、墓参者に対しても先祖をしのび墓地周辺の環境衛生に対する意識を高めいただくよう周知を図ってまいり所存であります。また、昨年からの事業であります火葬場前の花壇整備や臨時トイレの設置につきましては、好意的なご意見をいただいております。

なお、今年度の国民健康保険税納付書の通知は去る7月8日付で終了しており、件数は対前年比4.1%減の774件、当初調定額では4.6%減の9,875万円となっております。

続きまして保健福祉関係について申し上げます。

去る8月18・19日の両日、「れい明の里」関係者総勢178名の方の胃がん検診を実施したところありますが、受診者の92.7%に当たる165名の方が異常なしと判定された一方で10名(5.6%)の方が要精密検査と判定されていることから、この方々には早期の精密検査を勧奨し、病気の早期発見・早期治療につなげてまいりたいと考えているところであります。

次に、社会福祉法人古平福社会と共同で進めている旧古平高校校舎改修工事についてであります。去る7月5日の指名競争入札で株式会社福津組が落札し、去る7月9日開催の第3回臨時議会において工事請負契約締結に係る議決をいただいたところであります。その後、施工前準備や施工計画が組まれて7月22日から内装等の解体作業が本格的に行われており、計画に比して数日間のおくれはあるもののほぼ作業を終えたところであり、9月17日現在における全体の進捗状況は約20%となっております。

次に、高齢者福祉ということで古平町社協・風花・元気プラザの職員で構成する古平町高齢者施設連絡協議会が中心となり、昨年からの古平正調越後盆踊り保存会のご協力をいただきながら福祉センター前で実施している盆踊り大会についてであります。本年は町民皆様にも参加していただけるよう町内回覧しながら参加の呼びかけを行ったところ、7月17日の開催当日はあいにくの雨模様の中にもかかわらず、浜三町内会の方を初め西部方面からもおいでをいただいて約100名の方のご来場がありました。本年の大会は保存会会員の仮装を初め、風花・元気プラザの入居者やデイサービス利用者の皆さんの手づくりちょうちんをやぐらに飾りながら優秀作品への賞の授与、あるいは盆踊りに参加し会場を盛り上げてくれた方への賞の授与、さらには古平奉仕会の協力のもとでかき氷やヨーヨーすくいなどの縁日も行って大変にぎやかな催しとなりましたので、来年以降も本年の開催結果を検証しながら、広く町民に楽しんでいただけるような大会を目指してまいりたいと考えております。

また、去る9月11日に開催した本町の敬老会は、すばらしい秋晴れのもとに数え年77歳以上の敬老対象者172名(うち、米寿5名・喜寿13名)と来賓11名の総勢183名の方が文化会館太陽ホールに集い、式典では来賓からの祝辞や祝電披露のほか米寿・喜寿の方への記念品贈呈や記念写真の撮影

を行い、懇親会では漁協女性部の皆さんのご協力で調理していただいた浜鍋に舌鼓を打ち、古平小学校5・6年生によるたらつり節踊り、古平正調越後盆踊り保存会の生演奏による越後盆踊り、老人クラブ南寿会会員によるカラオケや日舞などの演芸を楽しみ、2時間余りの短い時間ではありましたが、和やかな雰囲気の中で敬老の祝いをする事ができたと思っているところであります。

続きまして、産業関係について申し上げます。

まず農林関係では、昨年と同じように春先の雪解けがおくれて作柄が心配されたのでありますが、夏の暑さで盛り返して生育が順調に進み、水稻の作況につきましては平年作を上回るまでに回復しており、よい刈り入れを迎えることができるようであります。反面、畑作物につきましては7月の少雨の影響で減収となる見込みであり、バレイショにあっては逆に8月の長雨によって畑に入れない状態が続いたことから、収穫作業がおくれているとのことでもあります。

また、注目のTPP交渉であります。8月にブルネイで開催された会合では関税撤廃に関する具体的成果が見られないまま閉幕し、現在、事務レベル段階や二国間などの個別折衝や主席会合が行われている最中であり。したがってこれらを踏まえながら、10月上旬にインドネシア・バリ島で開かれるアジア太平洋経済協力会議（APEC）に合わせる形でTPPの首脳会合と閣僚会合を開き、年内妥結に向けて大筋合意を目指しているということではありますが、決着は来年へ先送りされるとの観測が強まっているようであります。

次に、工事関係であります。町発注工事の平成25年度森林管理道チョペタン線環境改良工事につきましては10月10日の工期に向けて施工中で、9月10日現在の進捗率は90%となっており、北海道が発注する港町西の沢川予防治山工事につきましては、去る6月28日に測量委託業務を岩見沢市の秀栄測量株式会社が落札して測量設計をほぼ終えたところであり、谷どめ工3基（349.1平方メートル）の治山ダム本工事につきましては10月中旬に発注される予定となっており、大雨のたびの土砂流出も解消されて付近住民にとっての安心と安全が確保されることとなります。また、国の工事であります北海道森林管理局が発注した丸山治山工事その4の落石防止網工1万950平米、雪崩予防柵25基につきましては、3月下旬から石狩市浜益区の岸本産業株式会社が平成25年10月31日までの工期で施工していましたが、既に工事は終了して今月中の工事完了検査をまっばかりとなっております。さらには、6工区のうち残り1工区となった丸山治山工事（丸山御崎地区）にあっては、8月5日に恵庭市の株式会社鼻和組が1億2,642万円で落札し、平成26年2月17日までの工期で今月中旬から工事に取りかかる予定となっており、工事内容は落石防止網工1万7,995平方メートルの施工であります。

次に水産関係であります。去る6月28日に開催されました東しゃこたん漁業協同組合の第1回通常総会において第9事業年度（平成24年度）の販売取扱額が組合員の並々ならぬ生産努力により、計画を6,654万円上回る20億3,171万円と報告されました。しかし、生産部加工部門において、景気低迷や魚離れ等で売り上げが大きく落ち込み、結果的には565万円の赤字決算となったところであります。

また、今年8月末現在での古平地区の漁獲状況につきましては、数量で1,577トン（前年同月比108トン、7.9%増）、金額では5億8,700万円（前年同月比1,300万円、2.3%増）となっており、魚種

別ではタコ、ウニ、オオバ、ナマコで前年を上回っており、イカは極端な不漁となっております。なお、今月解禁となった秋サケ漁は出足としてはまずまずの水揚げとなっておりますが、古平が位置する日本海中部海域の来遊予測では、昨年を約3割下回る予測となっているのであります。

さらに事業の関係であります、中間育成を行っておりましたエゾバフンウニの人工種苗は平均殻径24.7ミリメートルまでに成長し、去る6月29日に群来、丸山、沖地先にそれぞれ放流したところであります。また、磯焼け対策の研究としては農林水産技術会議プロジェクトの委託を受けた研究事業として、道総研中央水試、水産総合研究センター等と共同で藻場開発手法の開発に取り組むこととしておりますが、このプロジェクトは10月から古平と美国海域で実施し、平成29年度までの調査・研究事業であり、この成果に期待をしているところであります。

なお、8月末現在での工事関係の進捗状況であります、田中・小田嶋JVが施工する古平町水産物流通荷さばき施設が5%、勇・近藤JVが施工するマイナス3.5メートル岸壁改良工事では14.4%となっております。

次に、水産加工関係では古平町水産加工業協同組合の第48回通常総会が9月下旬に開催される予定であります、産経レポート（北海しんきん）によりますと6、7月期のタラコの販売は上向いており、今後も堅調に推移していくのではないかと期待をしているところであります。また、商工労政関係では例年実施しておりますプレミアム商品券の販売を、昨年とほぼ同時期の9月10日に完売しておりますが、年金受給者や障害者に配慮した販売方法等を図ったものの、購入世帯数は665世帯と昨年とほぼ同程度の販売となりました。

次に観光関係では、日本海ふるびら温泉「しおかぜ」の8月末の利用者数は3万549人で、前年同期と比べて384人、1.2%減となってほぼ横ばい傾向にありますが、これら集客の打開策として昨年より交流広場において「しおかぜ夏まつり」を、ことしは少し内容を見直しながら8月31日に開催したところ、昨年を上回る約350人の来場者を数えたものの、これが直接温泉利用増に反映されておらず、来年はさらなる創意工夫が必要と考えております。なお、今夏の歌棄海水浴場の利用者数（7～8月夏休み時期の30日間）は前年同期より1,797人減の5,766人と大幅に減少し、家族旅行村の8月末時点での利用状況にあっても前年同期比526人、15.5%減の2,864人となっております、余りにも天候が不順であったことが要因ではないかと思っております。また、全体的にも利用者人口が伸び悩みの傾向にあるパークゴルフにつきましては本町も同様であり、8月末での利用者数は2,529人で前年同期比952人、27.3%減となって打開策が見出せない状況にありますが、今後もコース整備はもとより、よりよいサービスに努めてまいり所存であります。

現在、小樽港への大型クルーズ客船誘致に向けた活動を展開している「小樽港クルーズ推進協議会」が作成を進めていたクルーズ客船用着地型旅行商品のパンフレットが8月に完成したところであります、本町もこれに参加していることからクルーズ客にどれだけアピールできるか試される機会でもあり、新たな挑戦と考えております。

続きまして建設水道関係について申し上げます。

本町に関係する平成25年度の公共工事に係る8月末の工事契約・概要・進捗状況につきましては以下の表のとおりとなっております、各表の中身につきましては後ほどお目通し願います。

初めに国の工事の国道229号古平港町雪崩予防柵設置外一連工事は、土地を所管する省庁間の調整がようやくまとまり、和田建設工業株式会社が来年3月10日の工期で施工中であり、継続工事であります古平橋の耐震補強工事につきましては10月中旬の発注予定となっており、今度は橋脚部分の補強と伺っております。また、同じく継続工事であります梅川登坂車線設置工事は、中村建設株式会社と三道工業株式会社の2社が別々の工事内容で請け負い、工期をそれぞれ来年2月7日、3月10日として施工中であります。なお、国道5号フゴッペ橋舗装工事は去る9月18日に完成を見ており、仮橋及び迂回路の撤去工事につきましては10月中旬に発注予定とのことであります。

また、国道5号忍路防災工事の新忍路トンネル関係の工事ではありますが、下表にありますとおり現在4社でそれぞれの工事を担当しており、いよいよ本格的な工事が始まったところであります。

次に道の工事ではありますが、古平川関連では堤防の質的整備工事と古平大橋上流部分の流下阻害解消工事が行われていずれも今月末が工期となっており、道路関係では古平神恵内線で5カ所、蔵岱古平線の災害復旧工事で1カ所が施工中であります。さらには、今後発注予定の工事も下表に示しているとおりであります。

次に町の主な工事ではありますが、9月18日現在の工事契約及び進捗状況は次のとおりとなっております、今後の発注予定の工事も下表に示しているとおりであります。

なお、住宅リフォーム補助金の利用状況ではありますが、申請件数は13件で330万8,000円の申請額となっており、同額を交付決定しております。このうち、下水道接続を伴うものが5件でありましたが、560万円余りが未消化となっており、消費増税前の駆け込みを期待するものであります。

さて、3・11東日本大震災から2年半が経過しましたが、その復興のスピードはさほど上がっておらず、先般議員の皆さんと現地視察をさせていただきながら感じたことは、やはり「阪神淡路」の震災とは異なるイメージであり、直下型大地震と今回のような大地震と大津波、それに原発事故が加わるという二重三重の災害となり、復興の違いも歴然ではないかと思うのであります。しかも、東北地方一帯という広範囲にわたったことで近隣地域による相互扶助体制の構築が不可能に等しかったことと推測されるのであり、このような場合の国を挙げての支援が不可欠と考えるのであります。

そのような中、デフレ脱却や経済の立て直しを最優先課題として前面に打ち出した安倍政権は、昨年末の総選挙の勢いのままに今夏の参議院選挙にも大勝し、ようやく国会のねじれ現象が解消されたのであります。今景気回復のシグナルが着実に見えてきたことを判断材料としながら、来月初めにも消費増税を決定するものと見られているのであり、経済弱体の地方にとっては大変気にかかるところであります。ただ、明るい材料としては2020年の夏季オリンピックとパラリンピックの東京開催が決まったことであり、これが少しでも震災復興の一助となればと思うものであり、我々の町政も着実に推進するべく全力を尽くしてまいりますので、議員各位及び町民の皆様のご支援ご協力をお願い申し上げ行政報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（逢見輝続君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から行政報告の申し出がございますので、これを許します。

○教育長（成田昭彦君） 日ごろ、議員皆様には本町の教育行政の推進に深いご理解とご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

平成25年第3回古平町議会定例会の開催に当たりまして、教育行政報告をさせていただきたいと存じますので、お聞き取りを願います。

学校教育関係では、6月26日に毎年行っている教育委員の小・中学校訪問を実施し、各学年の授業参観と校長、教頭との意見交換を行い学校経営方針についての理解を深めることができました。

例年、教師力の向上を目的に実施している後志教育局指導主事訪問を小学校が9月19日・中学校が7月11日に行い、終了後の講評では小・中ともに高い指導力評価がされておりました。また、中学校では「興味・関心を持って、意欲的に取り組む生徒の育成」を研究主題として取り組んでおり、今年度は全教職員により6月27日に1年音楽・3年社会、9月12日に1年美術・3年英語の公開授業を行い管内教職員の参加もあり指導、助言をいただいております。

新しくなった古平小学校の視察については、学校の建てかえを予定している道内町村からの視察依頼が相次いであり、6月には苫前町議会・教育委員会、9月には上川町教育委員会が来校し、10月には青森県風間浦村教育委員会が視察に見える予定であります。

7月8日と16日の2日間にわたって、各高校の説明会が中学校体育館で行われ、今年度は公立・私立合わせて9校から来ていただき、8日は「小樽桜陽・工業・水産・明峰・余市紅志」の5校から、16日には「小樽潮陵・商業・北照・双葉」の4校から高校卒業後の進路を含め、各学校の特色について説明を受け、受験を控えた3年生はもちろん、1、2年生や保護者の方も関心を持ちながら熱心に説明を聞いていました。

小学校が7月26日から、中学校が27日から8月19日までの夏季休業でしたが、小・中ともに期間中事故もなく2学期始業式には児童・生徒全員元気に登校しました。また、夏季休業期間中には小・中ともに教職員の協力をいただき、全学年を対象に補習タイムを行い多くの児童・生徒が参加しておりました。

後志中体連の各種目の大会予選が終了し、勝ち進んだバドミントンの男子団体、シングルス、男子ダブルスの全道大会が8月3日から小樽市で開催され、団体戦、ダブルスはベスト8、シングルスは2回戦まで進出し、初めて出場する全道大会で大健闘しました。

8月5日に、札幌コンサートホールKITARAで、吹奏楽コンクール札幌地区大会が行われ、古平中学校はC編成で「ピーターと狼」という曲で出場しましたが、今年度は部員の半数が1年生ということで練習量が十分とはいかない状況で臨みましたが審査の結果昨年度には及ばず銅賞に終わりました。

4月に一斉に行われた全国学力・学習状況調査の都道府県別の結果が8月27日に文部科学省から公表され、北海道は小学校が45位、中学校が38位という結果で順位はやや改善されたものの依然として全国平均との隔りがある状況でした。

古平町では、小学校は全道平均と比較してやや高く全国平均と比較するとやや低いという結果で、中学校は全道平均よりやや低く全国よりは低い状態でしたが、平成22年度に行った小学校時より差が縮まっています。また、同時に行った生活状況調査結果からは基本となる「早寝・早起き・朝御

飯」の習慣については、早起きと朝御飯は9割の児童が朝7時前に起床し、朝御飯を毎日必ず食べておりますが、早寝については7割が10時以降に就寝しておりその分テレビやゲームに費やす時間が全国平均と比較して長くなっております。

小学校では体力づくりの一環として毎週「一緒に走ろうデー」の時間を中休みに設けて取り組んでおり、今回新しい体力づくり行事として、9月12日に第1回校内マラソン大会が開催されました。健康と体力の増進を図り、体を動かす喜びを味わう機会を与えることで、進んで運動に取り組もうとする児童をふやすことを目的に、校舎周辺からチョコペタンの低学年1キロ・中学年1.5キロ・高学年2キロの道のりでスキー場を駆け上がり、林の中を走り抜けるコースを全員完走することができました。

教職員については古平小学校では8月1日より育児休業職員1名が職場復帰し算数専科を担当しており、新たに通級教室担当教諭が産前休暇に入ったため、9月11日からニセコ小学校で勤務していた教諭を期限つき採用してことばの教室を運営しています。

学校給食関係では、6月27日に札幌市立南小学校で特別支援学級の2年生が、給食に出されたプラムの種を喉に詰まらせ死亡するという事故があり、教育委員会では翌日栄養教諭や関係者と協議し、7月18日にデザートとして出す予定だったプラムをカットパイんに急遽変更し学校を通して保護者に連絡すると同時に栄養教諭からプラムだけではなく、普通の給食を食べることについても喉に詰まらせないように食べてもらうよう指導を行いました。また、近年問題となっている食物アレルギーについては、現在児童4名、生徒1名おり、対象となる家庭から食物アレルギーに関する調査票の提出を求め小・中の食物アレルギー検討委員で対応に当たり内容を全教職員へ周知しております。また、給食センターでは献立表作成時に食物アレルギーチェックを行い献立内容を事前に保護者と担任に確認いただいたり、除去食を提供するアレルギー対応給食献立表を配布するなど本人へも声かけをし注意を促すなどして対応しております。

次に生涯学習・スポーツについてであります。青少年教育並びに高齢者教育の一環として行っている「少年少女わんぱく王国」と「たけなわ学級」の事業については予定どおりそれぞれ5事業を消化し、特にわんぱくの事業で5月にわんぱく農園に種植えをした野菜の収穫を8月31日に行い、その後海洋センターでの収穫祭では自分たちで調理するなどして参加した32名の子供たちから大変好評でした。

本年度の野球スポーツ少年団の活躍は目覚ましく、7月7日に古平を会場に行われた浅井えり子旗の3位から始まり、旭川市で行われた第34回スタルヒン杯全道少年野球大会では準決勝まで進出し、8月9日から埼玉県西武ドームで行われたくりくり少年野球全国大会では暑さに負け1回戦で地元代表チームに惜敗しました。なお、全道、全国大会参加に当たり議員会初め町民皆様からの寄附金が予想以上に集まり、総経費445万5,000円を、寄附金176万円・古平町負担133万2,000円・積丹町負担136万3,000円で賄い、古平町負担分については今議会に専決処分承認提案しておりますのでよろしく願いいたします。

毎年夏休みに小学生を対象に行っている水泳教室を本年度も7月31日から8月2日までの3日間、午前の部は泳げない子、午後の部は5メートル以上泳げる子に分けて行い合計31名の児童が参

加しそれぞれ認定基準目標突破に向かって練習しておりました。ちなみに、各級認定基準目標は6級「ビート板を使いバタ足で5メートル以上進むことができる（1年生の目標）」・5級「同12メートル以上（2年生の目標）」・4級「正しいキックで面かぶりクロールで12メートル以上進むことができる（3年生の目標）」・「準2級クロールで25メートル泳げる（4年生の目標）」等となっております。

また、プールを利用しての健康教室の一環として行っているプールウォーキングを2回開催し、それぞれ10名の方が参加しておりました。

子供たちが親元を離れて学校に通いながら、集団生活や各種プログラムを实践し、子供の人間関係力や生活力を育み、基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、家庭での望ましい生活習慣の定着を図ることを目的に行っているふるびら通学合宿も本年度が3年目となり14名の児童が9月9日から4泊5日の日程で漁港会館に宿泊しながら学校へ通いました。合宿目標は、午前6時起床、午後9時30分就寝、1日1時間以上の学習、読書は1日30分以上の3つの目標を最終日には全員が達成し修了することができました。これが家庭に戻ってからも継続してできるように保護者プログラムとして後志教育局より藤田教育支援課長を招き「生活習慣定着のために」と題して講演をいただきました。この合宿を行うに当たって前回同様、食事づくり、食材の提供、もらい湯、登下校の安全指導など地域住民の協力を得て行うことができました。今回の合宿での生活習慣がどれくらい定着したかを確認するため、1カ月後の10月3日から2泊3日で「自学自習」を基本に再び行う予定であります。

今後の生涯学習・スポーツの事業関係では、10月14日体育の日に「第38回古平町ロードレース大会、9月18日現在854名の申し込みとありますけれども、20日現在943名で、当日申し込みを入れると、今年度も1,000名を超える予定でございます。11月3日文化の日に「第46回古平町文化祭発表会」と大きな事業が展開されてまいります。教育委員会といたしましても関係団体と連携を図り、多くの町民参加のもとにこれらの事業を成功させてまいりたいと考えておりますので、議員皆様のお力添えを賜りたくお願い申し上げ、教育行政報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（逢見輝統君） 教育長の行政報告が終わりました。

これにて行政報告を終わります。

◎日程第4 議案第41号

○議長（逢見輝統君） 日程第4、議案第41号 専決処分（第4号）の承認を求めることについて〔平成25年度古平町一般会計補正予算（第4号）〕を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） 議案の1ページ目でございます。議案第41号 専決処分（第4号）の承認を求めることについて提案理由のご説明をいたします。本年度の一般会計補正予算（第4号）でございます。

補正の項目としては2点ございます。まず、先ほど教育長申したように、野球少年団の全道、全

国大会への出場の助成金、2点目が、海区漁業調整委員会の補欠選挙が急遽ございまして、こちらに対する専決処分でございます。日付としましては、8月26日に専決処分してございます。

補正予算(第4号)、内容的には、金額、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ189万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億8,082万6,000円とするものでございます。補正の款項の区分並びに金額等につきましては、第1表、2ページから5ページにございます歳入歳出予算補正に記載してございます。

それでは、事項別明細の歳出のほうから説明いたします。8ページ、9ページをお開きください。2款4項4目、4目、新設してございます。石狩後志海区漁業調整委員会委員補欠選挙費でございます。56万4,000円の追加です。内容は、1節報酬で管理者及び立会人の報酬を計上してございます。9節旅費では5,000円、また11節需用費では、消耗品費、食糧費、印刷製本費合わせて17万4,000円でございます。12節役務費につきましては郵便料3万7,000円ということで、合計56万4,000円の追加でございます。この補欠選挙につきましては、選挙の告示日が9月10日ということ、結果的には無投票に終わっておりますが、投票があるものとしての予算の計上でございます。

続きまして、10款5項1目社会教育総務費、既定の予算に133万2,000円を増額しまして、507万3,000円とするものでございます。内容は、古平町社会教育関係団体助成金ということで、関係団体でございますので、各種たくさん入っております、その中にスポーツ文化少年団への助成も含まれてございます。この中で古平野球スポーツ少年団の部分への今回の大会助成金を133万2,000円追加するものでございます。

先ほど教育長の報告にもありましたように、寄附金につきましては、総額で195万円、件数的には557件でございました。内訳としましては、個人で452件69万4,000円、また団体105件125万6,000円。団体は、商店とか会社とか何々一同とかという、そういうものを団体と見ております。寄附金195万円のうち、この大会のほうに充てたのが176万円、差し引き残り19万円は、この少年団の今後の活動基金にするということで伺っております。

大会自体は、ご承知のとおり、まず全道大会が旭川市のスタルヒン球場で7月27日から4日間開かれております。また、全国大会のほうは、所沢市西武ドームで8月9日から4日間ございました。出場選手としましては、両大会とも児童18名が出場しております、美国小学校のほうは10名、古平小学校のほうは8名ということで伺ってございます。経費的ににつきましては、2つの大会総額で445万円、そのうち寄附金で宛てがったのが176万円、全体の39%ぐらい、古平町の負担が133万2,000円、全体の30%ぐらい、積丹町さんのほうは136万円、全体の31%ほどということの助成でございます。

ページめくっていただきまして10ページ、11ページです。14款1項1目職員給与費、補正はございませんが、財源更正でございます。この部分、財源更正53万6,000円。道のほうで海区の委託金のほうは110万円と見込みまして、先ほど申した選挙費の部分56万4,000円を引いた人件費部分53万6,000円を財源更正したわけでございます。

それでは、歳入のほう、6ページ、7ページをご説明いたします。14款3項1目総務費委託金、既定の予算に110万円を増額しまして、1,105万7,000円とするものです。5節選挙費委託金110万円

ということで、これまで申し上げたような補欠選挙費の委託金、選挙があるということでの見込み110万円を計上しました。

19款4項2目雑入、既定の予算に79万6,000円を増額しまして、4,439万1,000円とするものです。その他収入のほうで財源調整させていただいております。

以上、議案第41号の提案説明でございましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 10ページの職員給与費です。補正前の額の部分なのですけれども、年度途中から給与費カットしていますよね。その分、カットされた額を引いてのこの数字でしたか。

○総務課長（小玉正司君） 7月から職員の給与カットしておりますけれども、これから職員の昇格も含めて、それぞれ12月までの給与費を精査しまして12月で整理したいと。そういうことで、この金額の中にはカット分は入ってございません。

○8番（真貝政昭君） 精査の数字は後として、概算でどれくらいになるかわかりますか。

○総務課長（小玉正司君） 申しわけありませんけれども、今、資料をこちらに持ち合わせておりません。

○8番（真貝政昭君） 役場側にとっても、それから私にとっても、今回のカットの方針というのはいただけない事態なのですけれども、それにしても、年度の予算を執行するという考えに立ちますと、浮いたお金をほかに充てるといふ、そういう考え方もありますよね。そういう点には、どういう対応をされているのですか。

○総務課長（小玉正司君） 今の質問の趣旨、私すっかり理解できなかったのですが、全てにわたって浮いた経費を、それをまた全て何かに充てると。予算上では当然プラス・マイナス宛てがうわけでございますけれども、最終的には、財政状況によって宛てがう、また財政状況によっては基金に積み立てると。そういうことで、全てにわたって浮いた経費を何かに充てると、それはケース・バイ・ケースでございます。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第41号 専決処分（第4号）の承認を求めることについて〔平成25年度古平町一般会計補正予算（第4号）〕を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時14分

○議長（逢見輝統君） 会議を再開いたします。

◎日程第5 議案第42号

○議長（逢見輝統君） 日程第5、議案第42号 平成25年度古平町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程されました議案第42号 平成25年度古平町一般会計補正予算（第5号）について提案理由のご説明をいたします。

その前に、説明資料も必要なもので、9月定例会説明資料、9枚ものがございますが、お手元にご用意願います。補正予算（第5号）につきましては、補正の項目としまして、歳出14件、障害福祉の国道負担金の精算の返納金など14件、また歳入につきましては、普通交付税が決定したことに伴う補正など9件盛り込んでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,635万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億2,717万6,000円とするものがございます。補正の款項の区分、金額などは、第1表、歳入歳出予算補正に記載してございます。また、地方債の補正がございますので、そちらのほうは第2表、地方債補正に記載してございます。

それでは、事項別明細、歳出のほうからご説明いたします。22ページ、23ページをお開きください。2款1項5目財産管理費、既定の予算に435万9,000円を増額しまして、3,073万8,000円とするものがございます。内容的には、13節委託料、17節公有財産購入費の部分で計上してございます。これにつきまして、説明資料のほうをお手元にご用意ください。3ページをまず開いていただきます。3ページのほうに写真を載せてございます。港町にございます小樽港湾事務所の古平分駐所の部分及び、その向かいにございます車庫の購入関係でございます。

ページ戻っていただきまして、説明資料の1ページをお開きください。こちらのほうに面積なり金額を載せてございます。4項目載せております。まず、1段目、事務所の部分でございますが、これが古平分駐所本体です。平成10年に建設したものでございまして、床面積、1階、2階合わせて218.68平米でございます。木造亜鉛メッキの2階建てということで、鑑定評価していただきまして、372万円という価格が出てございます。また、2段目、車庫につきましても、建設年次同じでございまして、床面積は22.68平米ということで、予算額が37万2,973円。その下の段、敷地でございまして、事務所の下の部分の敷地でございまして、面積が272.15平米、鑑定評価いたしまして、158万円という価格が出てございます。最後に、以上鑑定評価していただいた委託料ということで、26万5,700円ということで金額を出してございます。このうち、右のほうの表にございますように、歳出（購入）という部分で、国から購入する部分が、事務所の建物、事務所、そして車庫ということで購入

したいと考えてございます。敷地につきましては、町有地でございます。国から購入しまして、歳出の左側でございます歳入で、売却ということで、事務所と敷地につきまして売却する予定でございます。売却時に、不動産の鑑定料についてもプラスして売却したいと考えてございます。

議案に戻っていただきまして、23ページです。不動産鑑定業務委託料が26万6,000円追加ということです。また、公有財産購入費、分駐所の購入費ということで、事務所プラス車庫の部分の金額で、409万3,000円ということの追加でございます。

続きまして、6目企画費、既定の予算に11万3,000円を増額しまして、6,721万5,000円とするものでございます。工事請負費を新たに設けてございます。内容は、デジタル放送局の伝送線の移設工事請負費11万3,000円でございます。理由としましては、場所、国道229号の古平造船所付近の海側の電柱が強度不足で、5本撤去して7本新設ということで、その電柱に共架しております伝送線の移設工事費でございます。移設工事費全体では15万7,290円でございますが、NHKはそのうち7分の2負担、町側が7分の5負担という決まりがございますので、7分の5に見合う金額11万2,350円を追加いたしたく計上してございます。

続きまして、3款1項1目社会福祉総務費でございます。既定の予算に311万3,000円を増額しまして、1億636万円とするものでございます。国保会計への繰出金でございます。職員給与費繰出金、同額計上です。国保会計のほうに人事異動等によりまして職員給与費の部分が不足するというので、今回計上させてもらったものでございます。

続きまして、2目地域福祉センター費、既定の予算に79万1,000円を増額しまして、1,228万5,000円とするものです。指定管理料79万1,000円増です。内訳につきましては、ページ数29ページ、30ページをお開きください。29、30です。1本、修繕料ということで79万1,000円。福祉センターの温水器で、暖房用熱交換機が不調だということで、暖房シーズン前に交換するというので計上させてもらったものです。

戻りまして、23ページです。22ページ、7目高齢者医療費、既定の予算に196万円を追加して、1億461万9,000円とするものです。こちら、高齢者医療会計への繰出金でございます。人事異動に伴いましての職員給与費の繰出金が191万6,000円、また郵便料が不足しておりまして、4万4,000円、その他事務費ということで増額させてもらうものでございます。

続いて、12目障害福祉費、既定の予算に526万9,000円を増額して、3億8,023万円とするものです。23節、新しく設けてございます。ここに記載しておりますように、それぞれの給付費の国庫なり道費の部分の負担金につきまして23年度の部分の精算が終わったということで、24年度へ返納金が…、失礼しました。25年度予算だな。失礼しました。年度を1つ間違えました。昨年度平成24年度の精算が今回終わってございまして、負担金を返還しなければならないということで計上させてもらったものでございます。

続いて、2項1目児童福祉費、既定の予算に168万円を増額しまして、3,677万8,000円とするものでございます。委託料、こちらのほうに子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査業務委託料ということで計上してございます。これにつきましては、子育て支援事業計画というものを来年度26年度に策定する必要が出てきたと。理由としましては、法律が子ども・子育て関連3法が去年の8月

に成立しております、そこにそういう規定がございます、事業計画が必要になると。ことしのうちに事前にお子さんを持っている世帯へのニーズ調査を実施するという、財源的には道の補助金で100%補助金が入ってきますので、それでニーズ調査を実施するという事です。就学前の世帯用のアンケート、また小学校低学年用の世帯のアンケートということで、そちらの集計、分析、図表化、報告書作成ということで委託を考えてございます。

ページめくっていただきまして、24ページ、25ページです。4款1項2目保健事業費、既定の予算に17万9,000円を増額しまして、1,775万5,000円とするものです。12節と20節でございます。20節の部分で養育医療給付費扶助費とございますが、具体的には入院医療を必要とする未熟児に対するケースを考えまして、今回計上するものでございます。扶助費17万8,000円は、未熟児の入院に係る費用から医療保険で賄われる部分を差し引いた部分17万8,000円に対します扶助でございます。上の審査支払手数料はレセプト代でございます。

続きまして、6款1項3目農業振興費、既定の予算に1万6,000円を増額しまして、17万6,000円とするものでございます。ここに環境保全型農業直接支払事業交付金と、なかなかわからないもので書いてございますが、具体的には、有機農業をなさる農家の方が1軒ございます。制度としまして、環境保全に効果の高い営農を支援するという制度がございます、有機農業に対して、やられる方に交付金を出すというものでございます。具体的な有機農業は、米作の部分で、化学肥料を使わない、農薬を使わないということで、アイガモを放し、やるということでございまして、事業費的には少額3万2,000円でございますが、そのうち2分の1を国が直接農家の方に払うと。そして、道と町がその半分ずつを負担しまして、1万6,000円を交付するというものです。

続きまして、9款1項1目消防費、既定の予算に119万7,000円を増額しまして、1億7,314万1,000円とするものです。消防組合への負担金でございます。31ページ、32ページ目をお開きください。まず、常備消防費のほうで、職員をこの10月1日に採用する予定でございます。職員1名分ということで、その方の赴任旅費8万7,000円、そして需用費の消耗品費45万4,000円は、その方の被服費でございます。また、修繕料は、それとは違しまして、消防庁舎の玄関のフロアのヒンジというもの2カ所取りかえます。その金額18万9,000円を計上しました。備品購入費につきましては、新職員の被服購入の部分です。

目変わりました、非常備のほうです。需用費、こちらの部分が、非常備ですので、団員さんの部分です。こちら、10月1日に漁業をなさっている方3名、団員さん新しく入ってくれるということで、その方々の被服費8万2,000円。また、被服購入費とあります。備品で分けておりますが、こちらのほうは制服、夏、あと帽子だとかの18万6,000円でございます。

4目消防施設費につきましては、気象観測装置の関係での検定料として計上してはおりますが、委託料がふさわしいということで、12節から13節に移しかえております。

戻りまして、24ページ、25ページです。2目災害対策費、既定の予算に223万7,000円を増額して、2,228万3,000円とするものです。備品購入費、防災無線の戸別受信機等購入費で計上してございます。中身的には、予備の受信機を購入したいということで、予備という、新規の場合を考えると、あと交換用ということで考えております、発注してから納品まで3カ月から6カ月かかるというこ

となので、あらかじめ今回の予算で補正計上させてもらうものです。台数的には、戸別受信機30台、それに伴うアンテナも30本というものが主なものでございます。

ページめくっていただきまして、26ページ、27ページです。10款1項2目事務局費、既定の予算に20万円を追加して、602万2,000円とするものです。古平町教育研究会への補助金を20万円増額するものでございます。小中のジョイントプロジェクトとして、北海道のほうで学力向上事業を実施してございます。本町におきましても、来年の2月に小中連携の教育研究会を小学校のほうで開催したいと思っております。それに係る、例えば研究紀要の作成とかもろもろの経費を20万円、補助金として出すものです。

2項1目学校管理費、既定の予算に16万6,000円を増額して、2,257万2,000円とするものです。こちらは、圧雪車の整備料、当初の予算では63万6,000円でしたが、それでは足りないということで、見込みとして80万2,000円ほどかかるということでの不足分16万6,000円増額させてもらうものです。

5項1目社会教育総務費、既定の予算に348万円を増額して、855万3,000円とするものです。こちらの経費につきましては、旧古平高校のほうの資料館、文化財関係の資料館を開設するということでの経費計上でございます。需用費、修繕料ということで、これは、今ある既存の棚の修理代金17万円です。その棚を、資料の保管スペースのほう、保管するほうの棚に使おうということで考えてございます。13節、文化財等運搬・清掃の委託料です。今現在旧高校の体育館の床に置いてございます文化財、かなりたくさんありますが、それを武道場のほうに移しかえるということで、その方々の作業員の賃金、5人の5日間で25人区ですか、その計上でございます。15節も新しく設けております。文化財展示棚等整備工事請負費131万6,000円です。これは、展示するほうの棚の作製でございます。棚を16台作製します。また、展示用の台ですか、下に敷く台を9台作製するという請負費でございます。最後に、備品購入費ですが、ショーケース購入費49万2,000円。ショーケースの部分につきましては、吉田一穂のほうの部分の展示スペースをその一角に設けますので、そちらの部分のショーケース2台とと考えてございます。展示パネル購入費126万6,000円。こちらのほうは、展示場と保管スペースとの間の間仕切りといいますか、それをパネルでやったほうがいいのではないかと、移動可能なパネルでやったほうがいいのではないかとという部分のパネル枚数、そして一穂の展示のほうの部分にも使用するというところで考えてございます。

続いて、13款1項1目基金費、既定の予算に2,159万円を増額し、2,727万1,000円とするものです。財政調整基金の積立金2,159万円。今回、交付税の部分の増額の部分で計上しておりますので、若干財源調整的な意味合いで、一時的に財調のほうに積むという形をとらせていただきます。

歳出終わりました、歳入、18ページ、19ページをお開きください。9款1項1目地方交付税、既定の予算に8,555万8,000円を増額して、18億1,755万8,000円とするものです。普通交付税の増額です。こちら、説明資料のほうに詳しいものがございますので、説明資料の4ページをお開きください。4ページ、A3、大きいやつです。まず、左端のほうに、いつもと同じように上のほうから需要額のほうを載せておりまして、下のほう、収入額で、実際の普通交付税の決定額という感じで区分が書いてございます。表の頭の部分、上の部分で3本ありますが、左が去年の決算額、実際に24

年度の交付されたものについて書いてございます。真ん中が、25年度当初予算、予算書に載せてございます交付税の算定のための基礎数値を載せております。当初予算での推計値みたいなものでございます。右のほうの列が、25年度、今回決定になりましたので、決定額を補正後予算ということで載せております。

見ていただきたい部分が、一番右端、増減の部分の2つのうちの右側の部分です。H25補正後引くH25当初ということで、この段に、実際決定された金額と当初予算の金額との誤差といいますか、差の部分載せております。右の枠外、①という部分、6,918万3,000円とありますが、これが個別算定経費、いろいろある部分の積み上げの部分で、当初予算との差が6,918万3,000円出てございます。そして、3つ下がってもらいまして、②の欄で、こちらの包括算定経費の部分での差が577万4,000円出てございます。そして、③の部分、445万6,000円、これが公債費、起債の償還に対する交付税措置です。その部分での差が、この金額出ております。4つ飛んでいただきまして、⑦の段が、基準財政の今度、収入額のほうの部分での差が出ております。140万1,000円少なかったということでございます。結果的に、⑨、普通交付税額ということで、8,555万8,000円、当初予算よりふえたということでございます。中身的に、こちらのほうの説明は以上です。

議案のほう戻っていただきまして、18ページ、19ページです。13款1項2目衛生費負担金、新しく設けております。7万1,000円の追加でございます。養育医療給付費負担金。未熟児の養育医療ということで、国のほうで対象になる経費の2分の1が国で持つということで7万1,000円を計上しております。

続いて、14款1項1目民生費負担金、既定の予算に545万2,000円を増額して、1億4,014万4,000円とするものです。障害者福祉費負担金ということで、24年度分の精算が終わりまして、こちらのほうは負担金、昨年いただいた部分よりも多くなるということで、ことし受け入れるという部分でございます。3本合わせて545万2,000円です。

続いて、2目衛生費負担金、新しく設けております。3万5,000円の追加。こちら、先ほど申した未熟児養育医療の関係で、道のほう4分の1の負担率ということで、3万5,000円計上しております。

2項2目民生費補助金、既定の予算に168万円を増額して、1,728万7,000円とするものです。5節児童福祉費補助金を新しく設けさせてもらっています。歳出のほうで説明した支援事業計画の事前調査の部分に対する補助金100%の補助金をここで168万円計上しました。

5目農林水産業費補助金、既定の予算に8,000円を増額し、359万1,000円とするものです。こちらの8,000円につきましては、アイガモ農法の部分での全体事業費に対する道の負担が4分の1ということで、8,000円でございます。

20ページ、21ページです。15款2項1目不動産売払収入、既定の予算に556万4,000円を増額して、556万5,000円とするものでございます。先ほど歳出のほうで説明した港湾事務所古平分駐所関係の部分です。町有地の売り払いが157万9,000円、町有建物売り払いということで、本体、建物、そしてあと鑑定委託料ということで、合わせて398万5,000円計上しております。

17款1項1目財政調整基金繰入金、既定の予算から3,950万円減額しまして、ゼロとするものでござ

ございます。今回、交付税決定によりまして8,500万円ほどふえましたので、当初予算で見込んでいた約4,000万円の繰り入れというものを解消できるということで、マイナスにしたものでございます。

19款4項2目雑入、既定の予算から526万6,000円を減額し、3,912万5,000円とするものです。その他収入で、財源調整で落としております。

最後に、20款1項5目消防債、既定の予算から210万円減額して、870万円とするものです。防災情報板の事業債ですが、当初、過疎債のソフトで対象になるかと思って上げたのですが、板自体ですので、ソフト事業でないということでカットされてございます。その部分を落とすものです。

最後に、臨時財政対策債、既定の予算から515万2,000円を減額して、1億784万8,000円とするものです。今回の交付税の決定によりまして同時に確定しておりますので、今回それに合うように減額したものです。

以上、提案理由の説明でしたが、よろしくご審議の上ご決定賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番（堀 清君） 歳出のほうの教育費なのですが……

（「何ページですか」と呼ぶ者あり）

○5番（堀 清君） ページ数が27ページ、この中の圧雪車の整備料なのですが、昨年500万近い金額をかけて修繕したはずなのですが、そういう状態でまた今年度も80万もかけなければならないという、昨年度の整備の仕方が完璧でなかったということなのか、それとも、要するに圧雪車を使うに当たって過度な使い方をして壊れたのか、そこら辺の細かい説明してもらいたいと思います。

○教育次長（山本耕弘君） 圧雪車につきましては、昨年全面改修いたしまして、ことしの1月から実質的に利用してまいりまして、その中で、全面的な改修はいたしましたけれども、一部の16万6,000円、ここのいいますスプロケット取りかえという、後ろのほうのギアのところが、何とかなのでないかということやっておりまして、これについても、ふぐあいというか、これが故障いたしますと、動力を伝える部分でございまして、これを実質的に取りかえないと、圧雪車としてことしの冬についても使用ができないような形になりますので、今回補正を上げた次第でございまして。

○5番（堀 清君） 現場の機械の状況ですから、そこら辺のことは別にしてでも、昨年多額な金額をかけているということは、大事な部分の取りかえだとか整備だとか、普通は自分たちも農業機械等々整備に当たっては、大事なところというのは最初に点検整備するのが当たり前のところで、今、次長が説明したところというのは、駆動する大事なところなのですよね。そういうところが昨年の状況の中できちっとした形をしていなかったというのは、それはおかしいし、また整備料としての金額というのは、半端でない金額を昨年かけていて、また今年度もそれだけやらなければだめだという、結果的には、昨年度稼働した時間というのは、どれくらい稼働しているのですか。

○教育次長（山本耕弘君） 稼働時数については、細かいことはあれなのですが、子供たちのスキーの授業、それと毎週土日一般開放しておりまして、そのときの雪の状態にもよるのですけれど

ども、そういう部分の中で稼働してございます。

それと、今の補正の部分でございませうけれども、当初全面的に見てもらった中で、ここの部分については多分大丈夫かなという形の中でやっておりましたけれども、シーズン中にそういう部分もふぐあいが出てきたので、今回補正を上げたような次第でございませう。

○5番（堀 清君） これをやることによって、あと今後は、要するに整備料だとかはそんなにかからないのだと。時間的なものは、結果的には稼働している時間というのは10時間かそこらのものでないかなという気がするのですけれども、そこら辺俺よくわかりませんが、結果的には何ぼも稼働していない中で今年度もこういう状態になって、また来年度もと多分なるのでないかなという気がするのですけれども、整備屋さんにもそこら辺はちゃんとするように指導したほうがよいのでないかなという気がするのですけれども、そこら辺はどうですか。

○教育次長（山本耕弘君） 稼働時間につきましては、実質的には2月中、それと3月と1カ月半ぐらい稼働してございませう。そして、来年からは、ことしの冬からは、PR等もいたしまして、1月の下旬からやるような形でございませう。

それと、今後大丈夫なのかというご指摘でございませうけれども、見てもらった中で、この部分を今取りかえると、当面は大丈夫だと思います。ただ、この機械自体が97年の古いやつですので、大丈夫だといっても、また何年かたった中で劣化とかそういう部分が出てくる可能性はございませうけれども、現在はそういう形の中で見てもらった中で、この部分をやると当面は大丈夫だと、そういう回答をいただいております。

○議長（逢見輝統君） それでは、質疑途中ではございませうが、昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 0時57分

○議長（逢見輝統君） それでは、皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第42号の一般会計補正予算の質問から入ります。

○8番（真貝政昭君） 19ページの普通交付税の部分です。説明資料のほうで4ページで、今回の議案説明で数字は説明されなかったようなのですけれども、議運での説明では、当初予算で普通交付税の歳入見込みを前年比較でマイナス2.2という道の方針ですか、それを厳しく見積もって、古平の場合はマイナス4%で見積もりをしたと。それで、結果としては、町長の行政報告にありましたように、合計で1.1%の伸び率。これを勘案しますと、古平町で見積もった当初見積もりと結果を見ますと、5%ほどの狂いというふうになりますよね。それが今回の結果になったと。

それで、町長の管内の報告された状況を見ますと、随分と開きがありますよね。これというのは、道のほうでも一律にマイナス2.2%というふうに見たのか、それとも各町村によって見積もり方が違うのか、そこら辺がまず第1点と、そして仮に古平町だけがマイナス2.2というふうに見込んでいる

としたら、なぜこのようにそれぞれの町村で狂いが出てくるのかと、それを伺いたいです。

それと、道の見込んだとおりにやっているところもあるのです。そのとおりになっているということなのですけれども、この管内の状況を見まして、古平町の今回の結果というのはどういうふうに説明されますか。

○財政課長（三浦史洋君） ただいまの質問で、各町村の見積もり方がどうなっているのかというのがまず第1点ですけれども、古平町は古平町独自といいますか、従来の考え方などを踏まえて、今現在は国の地財計画に載っています地方交付税がマイナス2.2%だったと。これは、全国の総額がマイナス2.2%でした。町の場合は、基準財政需要額の単位費用について、その部分でちょっと上乘せして、きつく見たといいますか、安全に見まして、単位費用をマイナス4%にしてございます。

各町村の部分、ほかの町村のどういう見積もり、厳密にしているかなどは掌握しておりません。お互いそういうお話し合い、財政で他町村とお話し合いすることもまずない、昔もなかったし、せいぜい隣町に聞くぐらいだとかそのぐらいはあるのかなとは思いますが、実際ありません。

そして、各町村の狂いという2点目、行政報告の中で後志管内の交付税の決定額を載せております。25年度の決定額。去年に対する伸び率がどうだったかという、ただ単の伸び率でございまして、これは狂いではありません。たまたまその表には寿都町が5.7%だったと。ただ、たしか去年のこの報告では寿都はマイナスだったはずで。神恵内、共和、積丹。古平はたまたま交付税伸び率1.5%で、順位をつけたら5番目だったという結果です。

以上です。

○8番（真貝政昭君） マイナス2.2%という方針が、管内の全町村に対して一律の考え方であるならば、町長の述べられた表を見ても、わかるような気がするのです。それで、もう1つ伺いますけれども、そういう道の考え方に基づいて考えますと、なぜこのような開きが出てくるのかというのが疑問の1つに出てくるのです。例えば赤井川村は伸び率がマイナス4.6%。交付税の部分だけですよ。それに対して寿都町が5.7%。なぜこういうようなことが起きてくるのか疑問なのです。

そして、ちなみに古平町の場合でいきますと、マイナス4%で見込んだのが、結果的には5%の狂いを生じてくると。これは、古平町だけを考えますと、予算をできるだけ執行してもらいたい。地方自治体の本筋である住民福祉の向上ということで、十分に予算を活用してほしい。そういう観点からそういう疑問が出てくるのです。もっと精度を高めてやることができるのではないかと、それを聞いているのです。

それと、もう一点伺いますけれども、今回の平成25年度補正予算には、後ほど議案として出てくる平成24年度の決算ありますね。決算では、純繰越額が約1億5,000万余っていますよね。これは、今回の補正予算には計上されていませんよね。半分は基金、半分は一般会計に繰り入れて、住民のために使うと、そういうふうになるのですけれども、なぜ今回の9月の補正段階でそういう載せ方をしないのか、それを伺いたい。

○財政課長（三浦史洋君） まず、最初の1点目、例えば赤井川さんとか寿都さんの増減が大きいということの部分ですが、たしか振興局から来た資料の中で、何々の村は何々費がふえただとか、そういうようなものの資料は提供受けておりますが、済みません、資料を持ち合わせていないので、

確答はできません。

その次、精度を高めなさいということで、真貝議員いつもおっしゃっているのは覚えております。精度を高めようと今回の当初予算の部分でもやっております。ただ、全国で2.2%減というのが大変大きかったもので、それに交付税の予算割れはできないということで、頑張っただけで精度は高めようと思いましたが、こういう結果で誤差が出てございます。

詳しくは、中身的には、資料にもございますように、資料の増減の中で大きな部分が、例えば社会福祉費の部分が1,800万、予算よりも多いと。増減額で1,800万というので、この部分は、単位費用がマイナス4%ではなくて、前年に比べてプラスの3.6%となりました。それによりまして1,800万円差が出たということです。ちなみに、その下で保健衛生費につきましても1,200万円の差。これにつきましても、単位費用が18.6%プラスとなっております。そのような関係で差が出てございます。

差の要因、収入のほうも言いますと、収入では140万円のマイナスの差が出たということで、この部分は、町で見積もっていた法人税割の部分を実際は少なく見積もられたということでの差及び、細かく言いますと、自動車取得交付税なり自動車重量譲与税の部分が減の要素。また、収入の増の要素は、たばこ税の関係で、税率改正もございましてふえた。固定資産の家屋の部分も、大きな会社の1棟の部分がふえたということで、プラ・マイ、マイナスのほうが大きくて140万の減ということで、あともろろ数字がございしますが、合計8,555万8,000円、予算との差が出たということです。

24年度の決算をこれから認定に付するわけですけれども、その部分でも、精度を高めれということですので、当然合うようにして、実際執行する予算にもその部分載せたいと考えております。

以上です。

済みません。最後の質問で、前年度の部分の繰越金の関係ですが、こちらにつきましては、決算のほうで認定していただきまして、次の12月定例会のときに一般会計、特別会計の部分の繰越金について予算計上しまして、その使い道といいますか、その部分を計上させていただきます。

○8番（真貝政昭君） 後段に答弁された平成24年度の剰余金の扱いなのですが、今回の決算認定は例年になく早まりましたけれども、5月の出納閉鎖でおおよそ概略つかめるはずなのです。それから9月の議会ですから、4月から始まって、まだ半分もいっていない状況の中で概略剰余額がつかめるのであれば、それを活用して事業推進ということは十分可能な時期なはずなのです。そういう点で、9月の定例で前年度の剰余金をどうするかという、そういう方針は出せるのではないのでしょうか。町長。

○町長（本間順司君） 実は、剰余金の使い道につきましては、以前の議会でも私のほうから答弁させていただいておりますけれども、今後庁舎の改築等々がございしますので、それらのためにもある程度原資をふやしたいというようなことで、これから庁舎等の建設の期成会等々つくりまして、その結果、基金の積み立て、増額を図っていくというようなことも考えておりまして、12月をめどにそういう期成会なりの立ち上げを考えて、繰越金の予算化もしたいというような考えもございまして、今回は計上しませんでした。そういうことでご理解願いたいと思います。

○4番（本間鉄男君） 24ページの農林水産業費の農業振興費、この中で、先ほど説明がございました有機農法ということで、米作、これを有機農法するという、国と道と町とということ、交付金に来て、それを農家に直接お渡しするという、ことなのではございますけれども、実際よく有機農法はたしかにいい方法ということ、お伺いしておりますけれども、以前有機農法をした部分で、仁木の農家がリンゴの有機農法をやったということで、隣の農家と裁判になったというようなこともありました。そういう問題だとか、先般も映画にもなりました「奇跡のリンゴ」ですか、ああいう、有機農法でやって、それでもって周り近所の農家から大変、初めのうちは害虫の問題で迷惑がかかってどうのこうのというようなお話もありました。

そういう中で、今回やる有機農法、アイガモ農法ですか、この部分で、隣近所では農薬を散布している、その辺が1つ有機農法に影響がないのか、それと有機農法を行うことによって、逆に言うと、害虫が隣近所にふえて問題がないのか、その辺まず1つお伺いしたいと、そのように思っております。

○産業課長（村上 豊君） その件につきましては、今のところそういう影響等のことは聞いておりませんし、そういうお話もないのですけれども、北海道農水事務所のほうから、その件について今の現状を見ていただいて、そういう形で判断してもらって、この交付金の申請をした次第でございます。

○4番（本間鉄男君） 道だとかそういうほうの指導では、有機農法そのものは悪いわけではないのだということでの考え方だと思うのです。ただ、周りの作物をつくっている農家がないのかどうか。いなければ、そういう部分では問題ないのかなと思うのですけれども、もしした場合に、それに対して害虫がふえた場合の影響とかそういうことであれば、隣近所の作物をつくっている農家とも話し合いして、了承しながら進めていくべき問題かなと1つは思うのです。

それと、アイガモでやる場合、アイガモというのは、小さいうちに一生懸命田んぼに放して、それでもって水が張らなくなって、そうなってきて、秋になれば大きくなりますよね。そういう中で、それをそのままずっと飼育していくのか、それともアイガモを殺傷処分ということになれば、今恐らくそういう鳥獣類というのですか、その殺傷というものは簡単に個人でできるのかどうかというのが私もはっきりわからないのですけれども、その辺を踏まえて、もしそれが個人的にできるものか。できなかった場合には、きちっと江別のほうに持って行って、殺傷処分して処理しなければいけないのか。そういう部分というのは、有害のアライグマだとかああいうのであれば、そういうちゃんと許可を持って殺傷して処分するというふうになっていますけれども、その辺が1つどういうふうになっているか。

それと、交付金の金額なのではございますけれども、これは1軒当たりに出る金額なのか、それとも面積によって金額が違ってくるのか、その辺もお伺いしたいと思います。

○産業課長（村上 豊君） 済みません。よろしいですか。先に、補助金の交付の内容についてお話しさせていただきます。10アール当たり8,000円という額で、そして国のほうが2分の1で直接農家の方に支払われて、先ほど説明ありましたとおり、4分の1が道から来て、うちが町のほうも4分の1を支払うような形、交付するようになっています。

済みませんけれども、アイガモの関係の件なのですけれども、答弁調整お願いしたいと思います。
○議長（逢見輝続君） 答弁調整のため、暫時休憩します。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 1時19分

○議長（逢見輝続君） 再開いたします。

○産業課長（村上 豊君） アイガモの処分の件なのですけれども、シーズン10月に終わりましたら、合法的に殺傷処分なり自家消費するような形でございます。

○4番（本間鉄男君） 今、交付金の補助金というのですか、直接農家に払われる部分が10アール当たり8,000円ということで、面積当たりで出るということをお伺いしましたけれども、殺傷処分した場合に、自家で食べる分には、保健所とかそういう問題は関係ないのか、その辺ですね。よく、個人的に鹿とってきたとか熊とってきたというのは、そういう自分のところでやってというようなことあるのですけれども、最近、結局鳥類関係も、それこそいろんな病気がついているというようなことで、鳥インフルエンザとかそういうような問題も、日本でもたまに起きるのです。そういうような問題と関係があった場合にどういうふうを考えるのか。保健所なんかともきちっと相談して、保健所が100%、はい、どうぞ、いいですよという言い方はなかなか、ああいう役所というのはしないのですけれども、その辺を含めてどういうふうに考えておりますか。

○産業課長（村上 豊君） 農業、農政のほうで、鳥獣の関係なり鶏なりの関係は、そういう形では検査に時々入っておりますので、アイガモもそのときに見ていただいておりますけれども。

○9番（工藤澄男君） 22ページの財産管理費の小樽の港湾事務所の部分なのですけれども、先日私は議運に出て、ある程度の説明は受けたのですけれども、実際にこれがどのような内容で、どのように売却するとかという面のわからない方もいると思いますので、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（小玉正司君） 開発建設部の小樽港湾事務所の古平分駐所の件でございますけれども、これは、開発自体があそこをここ数年使っていないと。そして、状況的にもこれから使わないと。そういうことで、開発の方針として、他人から、古平町になりますけれども、古平町から借りているところに建物を建てていると。これが用をなさない、これからも使わないと、そういうことで用途廃止する場合には、借りている土地に建っているものについては取り壊すのだと、これがまず大前提になっています。そこで、売り払いするに当たっては、土地の所有者のみ売り払うことができるのだと。そういうことで、昨年から町のほうにお話がありまして、町のほうで買う意思があるかないかと、そういうようなことが取りかかりでございます。

そういうことで、町といたしましては、あの建物、特殊な建物でございます。そういうことでさまざま検討しましたけれども、町としてはあの建物は使わないと、そういう方針を立てましたけれども、隣接者から希望があったと。使いたいと。そういうことで、町といたしましては、産業振興にも資すると、そういう前提のもとに、国と交渉しながら今回進めてきて、値段もある程度方向性

を示して、町はただ単に中に入って、町にしか売れないということですから、そういうことで、町で購入して、産業振興に資する隣接者に売却すると、そういうのが大きな流れでございます。

○9番（工藤澄男君） それは、この前副町長からも聞いていました。実際に先ほど、ちょっと冗談紛れに、それだったら俺も欲しいななんていう議員さんも、冗談だろうとは思いますがけれども、おりましたので、ですから隣接していて、非常に便利で、それですんなり済むのならいいのですけれども、後でもしそれだったら俺たちも欲しかったなとかという問題が生じないかなと思って、そこだけ心配しているのですけれども、その辺はどうか。

○総務課長（小玉正司君） もともとこれが町のものであって、町が払い下げると、そうであればそういうことも言えるのでしょうけれども、もともと国のものだと。そういうことで、町として広く皆さんから買い取りの要望だとか、そういうことはちょっとなじまないのではないかと。

それと、あれにつきましても、何でも利用してもいいよと。そして、希望する人があれば誰にでも売るよと、そういう性質のものではないと役場で判断して、とにかく産業振興に資すると。そして、隣接者に売却するのがこの場合一番だと、そういうことでこのような形になったわけでございます。

○7番（木村輔宏君） 普通こういうものは、売買すると縛りがありますよね。これは町の土地だからという意味ではなくて、町のものに箱物が建っているから、それを要らないから売却しますよというものについては縛りがない。買った人に対して何も言うのではなくて、そういう縛りは一切ないということではないのですか。

○総務課長（小玉正司君） 国自体が用途廃止して、普通財産として町に売り渡すと。そういうことで、縛りはございません。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第42号 平成25年度古平町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第43号

○議長（逢見輝統君） 日程第6、議案第43号 平成25年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長（佐々木容子君） ただいま上程されました議案第43号 平成25年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ311万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれを2億111万3,000円とするものでございます。今回の補正は、人事異動による人件費増額によるものでございます。

それでは、歳出のほうからご説明を申し上げますので、議案40ページ、41ページをお開きください。1款総務費、1項1目一般管理費でございますが、既定の予算に311万3,000円増額するものでございます。当初1名分で人件費を計上しておりましたが、職員の配置が2名になったということで増額補正を行うものでございます。内訳としましては、2節給料164万2,000円、3節職員手当等108万5,000円、4節共済費38万6,000円をそれぞれ増額するものでございます。なお、42ページから給与費明細でございますので、こちらのほうを後ほどごらんいただきたいと存じます。

次に、歳入でございます。38ページ、39ページをお開きください。収入でございますが、3款1項1目一般会計繰入金でございますが、3節職員給与費等繰入金、先ほどの歳出でご説明をいたしました、職員給与費の補正分と同額311万3,000円を増額しております。

以上で議案第43号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第43号 平成25年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第44号

○議長（逢見輝統君） 日程第7、議案第44号 平成25年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長（佐々木容子君） 議案第44号 平成25年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ196万円を追加いたしまして、

歳入歳出予算総額をそれぞれ6,166万円とするものでございます。

歳出のほうからご説明をいたします。議案は53ページ、4ページをお開きください。1款総務費、1項1目一般管理費でございます。既定の予算に196万円増額するものでございます。主に人事異動におきましての職員の入れかえによる補正でございます。2節給料でございますが、85万7,000円の増、3節職員手当等は77万円の増、4節共済費が28万9,000円の増となっております。こちらの内訳につきましては、57ページ、58ページに給与費明細ございますので、こちらのほうも後ほどごらんいただきたいと思っております。12節役務費でございますが、郵便料不足ということで、今後の支出見込みを勘案いたしまして、4万4,000円増額をいたしております。

次ですが、3款諸支出金のほうを先にご説明申し上げますので、次の55ページ、56ページをお開きください。3款諸支出金、1項1目保険料還付金でございますが、過年度保険料の歳出還付分、今後の支出予定を見込みまして、22万9,000円を増額しております。

前のページに戻りまして、2款1項1目後期高齢者広域連合納付金でございますが、既定の予算から22万9,000円減額、5,345万2,000円とするものでございます。先ほどの過年度保険料の歳出還付分、この財源に充当するために、広域連合に納付します納付金のうち保険料相当分を減額するというものでございます。

次に、歳入のほうをご説明申し上げます。51ページ、52ページをお開きください。歳入、3款繰入金でございます。既定の予算に196万円増額いたしまして、2,869万2,000円とするものでございます。この増額、先ほどの歳出での1款総務費の補正額に対応するものでございまして、職員給与費等繰入金は、給料、手当等、それから共済費の給与分の補正分191万6,000円に対応するものでございます。また、その他事業費繰入金は、郵便料4万4,000円の分といたしまして、それぞれ増額をしております。

以上で議案第44号、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○4番（本間鉄男君） 人事の異動の件でお伺いしたいのですけれども、例えば一般の役場庁内だけの人事異動であれば、こういう給料の追加だとか、こういう職員手当の追加だとか、そういうものは出てきませんよね。一般の事務職の中の、本町の事務の異動の場合。福祉のほうの民生だとかそういうあれで別個になっているので、そっちのほうで予算を出してきているのかなと思うのですけれども、職員1人だけけれども、給料が高くなった人が配置されているからこういう金額が、差額分というか、出てきたのだらうと思うのです。

私も以前からあれっと思うのですけれども、ほかの部署にいて、給料が減額の場合は、そういう減額、後で総体的な給料の中から減っていくとかということもあると思うのですけれども、職員手当なんかも、ほかの部署から異動した場合にそっちのほうを減らすというようなことが必要だと思うのですけれども、その辺は毎年いつぐらいにどういう補正を組んでいくのか。今回、定期的な人事異動でない部分で人事異動があったのでないかなと思って、こういう件が何件か出てきたと思うのですけれども、一般的にはこれに影響する一般部署のほうの補正というのはいつごろいつも行う

という、そういう決まりはあるのですか。

○総務課長（小玉正司君） 今は、国保と後期高齢者とまず会計が違います。一般会計と。そういうことで、今回は会計間の移動があったと。そういうことで、今この2つの会計で補正したのは、余りにもパイが小さく、12月までに予算が足りなくなると、そういうことで今やりました。先ほど真貝議員からもありましたけれども、一般会計につきましては、このような人事異動だとか、あとさまざまな出入りも考えまして、総体的に12月で給与を補正していると、それが一般的です。

○議長（逢見輝統君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第44号 平成25年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第45号

○議長（逢見輝統君） 日程第8、議案第45号 古平町防災無線施設の設置及び管理に関する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（小玉正司君） ただいま上程されました議案第45号 古平町防災無線施設の設置及び管理に関する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、今整備しております防災無線の戸別受信機につきまして、その設置と管理について規定するものでございます。

内容につきましては、次の60ページ、61ページをごらんいただきたいと思います。条例の条文でございますけれども、第1条の目的から62ページの委任、第15条までの条文立てとなっております。

まず、目的はここに書いてあるとおりでございますけれども、第2条の業務内容については、災害、非常事態、その他緊急事項の通報及び連絡に関すること、その他町長が必要と認める事項というふうになってございます。

あと、放送区域でございますけれども、ここに書いてありますとおり、防災無線の放送を行う区域は、古平町の全域とする。そういうことで、今、市街地、家が建っているところは、ほとんど防災無線通じる予定でございます。

それから、第4条、施設の設置場所でございます。親局は役場庁舎に置きます。それから、遠隔制御局、これにつきましては北後志消防組合古平支署。それから、中継局でございますけれども、これにつきましては、地理的な関係で役場から飛ばして届かないところ、それを補うための中継局でございます。温泉交流広場、それと沖町、この2カ所に中継局を置きます。あと、受信施設でございますけれども、屋外拡声子局、これが鉄塔建っていて、スピーカー建っているものでございます。これは合計で27基でございます。あと、戸別受信機、これにつきましては、次の5条に規定する町長が指定する場所に設置するのだと、そういう規定の仕方でございます。

次、5条の戸別受信機の設置場所です。第5条、町長が指定する戸別受信機の設置場所は次の各号に掲げるとおりとする。(1)といたしまして、放送区域内に住所を有する者で防災無線の受信を希望する者が自ら居住する住宅。戸別受信機につきましては、これから説明しますが、根本的には古平町のものを貸し付けると、そういう貸し付け方式でございます。次、第2号、国、道、町その他公共的団体の事業所及び施設。こういう公共的な施設についても、町では貸し付けますよと。それから、第3号、民間の事業所等常時複数の人が従事する施設で、町長が戸別受信機の設置を必要と認めた事業所等の建物及び施設。これにつきましては、さまざま意見ございましたけれども、今回つけるに当たって、国の補助も大きく受けております。そういう関係上、ある一定の人数、職場、そういうところには町として今回つけたいと、そういう方針でございます。あと、4号として、その他町長が必要と認めた場所。ここで柔軟性を持たせております。

次、第2項でございますけれども、前項第1号に規定する場所の付帯施設等に戸別受信機の設置を希望する者は、有償で設置できるものとする。これにつきましては、各個人で作業場だとかさまざまある場合は、個人の責任において追加する場合はお願いしたいと、そういう趣旨でございます。

次、61ページになりますけれども、第6条、戸別受信機の設置申請等。戸別受信機の設置を希望する者は、町長に申請しなければならない。これは、先ほど言いましたけれども、補助するのではなくて、町の施設、ものを貸し付けるのだと、そういうことで、貸し付けの申請、これがまず出発点だと、そういうことでございます。

2項として、町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、設置の可否を決定し申請者に通知するものとする。

次、第7条、戸別受信機の貸与。戸別受信機は、第5条第1項の規定に基づき指定した住宅、事業所又は施設ごとに古平町が設置し、それぞれ世帯主、事業主又は管理者に無償貸与する。これは、一般の世帯主はいいのですけれども、事業主または管理者でございますけれども、アパートにつきましては、入居者でなくて、アパートを管理する人に町は貸し付けるのだと、そういうことを言っています。

次、2項、前項の戸別受信機の設置に関し、屋外アンテナ設置等の工事が必要な場合は古平町において実施する。ただし、戸別受信機の設置に際して、住宅、事業所又は施設の現状を変更しなければならない場合にあっては、当該住宅、事業所又は施設の所有者の同意がなければならない。これにつきましては、戸別受信機を設置する場合は、原則、壁に設置すると。そして、受信状況が悪い場合はアンテナを設置して、有線、線でつながなければならないと。そういうことで、現状を変

更するというのは、改築するとかそういうイメージでなくて、穴をあけるとか、ケーブルをはわせる場合にくぎで打つだとか、そういうことを想定している内容でございます。

次、第8条、戸別受信機の保守管理等。戸別受信機の貸与を受けた者は戸別受信機が常に良好な状態を保つよう管理し、異常が発生したときは、速やかに町長に届け出なければならない。このとおりです。

そして、戸別受信機借受者は、戸別受信機を譲渡し、又は転貸し、若しくは担保に供することができない。これもこのとおりです。

次、第9条、戸別受信機の維持管理経費。戸別受信機借受者は、その維持管理に要する費用のうち、次に掲げるものを負担しなければならない。第1号として、電気料金。第2号、非常用乾電池の購入にかかる費用。戸別受信機借受者の責めによる故障の修理に要する費用。若干の電気代、電池代、それと個人の責任によって壊してしまったと、そういうことについては個人で修理してもらいたいと、そういうことでございます。

次、第10条、戸別受信機の移動等の届出。戸別受信機借受者は次の各号のいずれかに該当するときは、町長に届け出なければならない。第1号として、戸別受信機の設置場所を住宅、事業所又は施設内で変更しようとするとき。これについては、居間から寝室だとか、それから隣の作業場に移すとか、これについては個人の責任でやってもらって、なおかつ町長に届けてもらいたいと、そういうことです。次、2号、戸別受信機の設置を解除しようとするとき。これは、本来、要らないということではなくて、そういうこともあるでしょうけれども、これは、次の3号の戸別受信機借受者が町内で転居しようとするとき。これにつきましては2つ考えられます。今、現につけているところからついていないところの住宅に移るとか、それと今ついていないところからまたついたところだとかさまざまあります。これについても、転居したときは町長に連絡しなさいと、届けなさいと、そういうことです。それから、戸別受信機借受者を変更するとき。これは、借り主が死亡したとか、転出したとか、それから世帯主変更したとか、そういうことを想定しています。これら外したとか、転居したとか、借り受け者の名義を変更したとか、これの変更の届け出は、戸別受信機自体がいろいろな設定できます。役場職員だけに送信することもできます。それから、消防団員以外にもできる。それから、町内会ごとにもできることになっています。それらさまざま変更する関係上、機械にも個別に周波数設定になっていますので、その辺を連絡してほしいと。消防団員をやめた場合は機種を変更する場合もあり得ると、そういうことを想定してございます。

次、第11条、戸別受信機移設等の経費負担。これは、前条、第10条ですけれども、10条の1号、2号の届出により生じた経費については、戸別受信機借受者の負担とする。ただし、町長が特別な理由があると認めるときはこの限りでない。今言った、個人の事情によって場所が変わると、それにつきましては個人の経費でお願いしたいと、そういうことでございます。ここで、1号、2号ですけれども、さっき言った3号、さきに説明しましたけれども、3号の場合は、間借りの場合、今ついているどこかからまたどこかに家を借りると。それも、空き家であって借りると。そういう場合、町としては、空き家であっても限りなく、たまたま空いているというところを見つけます。ただ、もうこの家は使わないよと、もう壊すよと、そういうことでつけなくてもいいというところを見つけ

ませんけれども、たまたまそういうところに移らざるを得なかったと、そういうときは、ついていない住宅に移ることになります。そういう場合は、町としてもやむを得ず町の経費でつけざるを得ないと、そういうことで3号は除いてご置きます。

次、12条、使用の取り消し等。戸別受信機借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を一時停止し、又は貸与を取り消すことができる。条例に違反したとき、戸別受信機を故意に損傷したとき。悪質だというときです。その他業務の遂行に著しい支障を及ぼす行為をしたとき。そういうときは、使用を一時停止したり、取り消すことができると。

あと、戸別受信機の返還、第13条です。戸別受信機借受者は、戸別受信機を使用しなくなったときは、速やかに町長に返却しなければならない。これは、ただ単にもう要らないとか、そういうことではないです。年をとって町外へ転出、それかいずれ取り壊すことになったとか、そういうことを想定しています。

次、第14条、損害賠償。戸別受信機借受者が、故意又は過失により戸別受信機を損傷し、又は滅失したときは、直ちに町長に届け出るとともに、その損害を賠償しなければならない。

あと、第15条、委任。この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。規則では、ここでいう申請書の様式だとか、決定の様式だとか、そのような様式を規則で定める予定でご置きます。

以上、よろしくご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○9番（工藤澄男君） 今、27基の柱が実際に建ち終わりましたが、このうち個人の所有する土地に建てたのが何基あって、その借り受けた個人とどのような契約をしているのか。

○総務課長（小玉正司君） ちょっと今、資料忘れてきましたけれども、基本的に浜町の市街地、それと新地方面市街地、これにつきましては、町有地を探しながら、ほとんど町有地に設置しています。あと、沖町、それから3差路から奥の畑方面、これにつきましてはほとんど民有地でご置きます。そして、民有地につきましては、使用貸借ということで、無償でお借りしています。

○9番（工藤澄男君） その場合は、無償で借りるということは別に問題はないのでしょうかけれども、その場合に何か取り交わすようなものはなかったのですか。例えば、何かあったら返してもらいますよとかという場合もあると思うのです。貸したのは、ただ口約束で貸したのだけれども、実際に自分でその場所を、要するに売りたいのだという場合がもし出た場合なんか、それをよけてくださいとなったら今度、それをよけるためにはまた莫大な金がかかるので、そういうきちっとしたものがあつたほうが、かえってこれからもやっつきやすいのではないかと思うのですけれども、どうですか。

○総務課長（小玉正司君） 今言ったように、使用貸借契約を結んでご置きます。そして、よほどのことがない限り、場所的にも支障がないような感じをお願いしてご置きます。ただ、あくまでも借りているものでご置きます。よほどの事情があつて、そういう事情があれば、町としてもそれなりにそのとき考えなければだめですがけれども、今時点ではそのようなことはないでしょうと、そのように考えてご置きます。

○9番（工藤澄男君） それであればいいのですけれども、実際に町民の中からもそういう声が多

少ありましたので今聞いてみたのですけれども、どうしても農家関係だとか、これから今度、年寄りでもって地元からいなくなる人も出てきたようなときに、どこかへ売却していくとかとなったときにそういう問題が生じるのではないかと思ひまして、心配までにしゃべったまでです。

以上です。

○6番（高野俊和君） 2点ほどお伺いいたします。今、第6条で、戸別受信機の設置を希望する者は町長に申請するとありましたけれども、申請するというふうに、ただ、アパートなんかの場合は所有者にということでもありますので、うちの様に住宅の場合なんかは、個人は申請する必要はないし、申請書は来ないということになるのでしょうか。多分、古平町の建物ですからそういうふうになるだろうと思ひますけれども、その辺、申請書を出す必要もないし、申請書も来ないということなのかというのが1点と、それと前に説明受けましたけれども、戸別受信機、場所によって傍受できないときにはアンテナを立てると言っていましたけれども、そのことに関しましては、あらかじめそれを調べるのか、それとも設置するときに、同時にアンテナが必要かどうかというのを調べるのか、この2点をお伺いしたいと思ひますけれども。

○総務課長（小玉正司君） 申請書につきましては、個人も全て必要でございます。これにつきましては、町のほうで各1軒1軒の申請書をとる予定でございます。

それと、2点目のアンテナですけれども、当然実施設計でも、区域的には調べます。ただし、区域でオーケーだというふうになっても、1軒1軒のつけた場合の間取りだとか、隣の家の状況だとか、それによっても受信状況違って来るそうです。そういうことで、設置しながら、受信状況を確かめながら、アンテナが必要かどうか判断していきます。

○6番（高野俊和君） 2番目のほうはわかりました。

1番目の住宅のほうですけれども、住宅にも1軒ずつ申請書は出す。そして、申請を住宅も1軒ずつ出さなければならぬということでのいいのですね。

○総務課長（小玉正司君） 個人の住宅につきましては、役場のほうで出向いて、手間かけないようなやり方で申請書をとる予定です。これについては補助事業ですので、きちんとした件数までも把握されることとなります。そういうことで、きちんと1軒1軒申請書をもらう予定でございます。

○4番（本間鉄男君） 今、個人の家は個人で申請ということで、アパートだとか町の住宅であれば管理者ということなのですからけれども、古平町でも、持ち主が町外にいて、借りて住んでいるという方も何件かあるように見受けられますけれども、そういう方々は、地方に行っている管理者に対してですか、それを申請してくださいという促し方をするのか。その辺、先ほどの説明からいけばそういうことで、町外にいる人方にもそういう申請のお願いをして、設置しなければいけないということになると思うのです。その辺がまず1つ。

それと、故障の修理ということで、誰も自分から無理して壊そうという気持ちはないと思うのですけれども、実際に故障された場合に、自分が故意にということですか、メーカーにわざわざ修理に持っていかなければいけないのか、それともこの辺の電気屋さんとかそういう形の中でできるのか。それによっても費用も違うということもあるので、その辺踏まえてどの程度、故障の度合いにもよるのでしょうけれども、どのような方向で考えているのか。町で余分に持っていて、とりあえ

ず故障を直してから請求するのか、その辺を踏まえてお伺いしたい。

○総務課長（小玉正司君） まず、1点目ですけれども、町外の事業者、経営者ということでございますけれども、ここで書いてありますとおり、事業主または管理者と。そういうことで、持ち主が町外で、誰か古平町に住んでいる人に管理を任せていると、そういうときには管理者ということで、古平町の人をお願いすると。ただ、直接町外の人が管理していると。そうなれば当然、町外の人に請求、申請書を出してもらおうと、そういうことになります。

それからあと、故障ですけれども、故障で、故意に故障というのは考えられません。破損ですね。あくまで故意に行ったというふうに客観的に考えられる場合は当然、その辺弁償してもらおうと。それについては、一般の電気屋さんで恐らくできないのでないかなと私は思っています。当然、何のために設置しているかと考えれば、代替はすぐ設置しなければならないものと考えてございます。

○4番（本間鉄男君） そうしますと、実際に事業所みたいに、ほかから来て仕事している人ということはあれですけれども、大家さんが札幌にいたりとかそういう場合には、そこに住んでいる人が管理者という、そういう考えを町としては持っているということで、住宅の場合、アパートというのですか、そういう今、答弁みたいに聞こえたのですけれども、その辺を確認したいと思います。

それと、この受信機というのは何ワットぐらいで、どの程度の、細かい話、電気料金がかかるのか。ということは、今よく年寄りなんかでも、そういうものを置くと、意外と逆に辛抱して電源抜いてしまうとか、電池は非常用だからあれですけれども、ふだんはコンセントの電源でないかなと思うのです。そういう中で、どのように費用のめどというのですか、前にも緊急通報システムなんかでも、電池を取りかえるのがあれだからといって、町のほうで1年に一遍きちっと取りかえたほうがかえって不手際がないのではないかとということで取りかえていましたけれども、これは個人の負担ということなのですけれども、結局、受信機は1軒1軒回って歩いたからつけましたよと。だけれども、年寄りになってくると、もったいないから消しておくわとか、うちはすぐそばだから、拡声機聞こえるから消しておくわとか、どこか行くから、ちょっと留守にするから消しておくわみたいな、そういう話にもなりかねないという部分がよくあるのです。その辺で、大体どのぐらいのワット数で、今の値上がりした北電の料金から追っていくと何十円で済む世界なのか、その辺どうなのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） まず、1点目ですけれども、住んでいる人ではなく、管理している人と。そういうことで、たまたま住んでいる人を管理者にしているのであれば、その方がなるのでしょうけれども、住んでいる人ではなくて、管理している人と。誰か古平町在住者に管理してもらっていると、そうであればその管理者だと。そうでなければ、当然、札幌でも東京でも、その方が所有者だと、その方に申請してもらおうと、そういうことです。

あと、電気代ですけれども、これも、町内会か議会がちょっとあれですけれども、説明しておりますけれども、たしかそんな金額ではなかったなど。これも、定かではないですけれども、1日2円か3円程度だと、そのような説明もしてございます。そうなれば年間、2円としても800円程度と、そのようなイメージを持ってございます。

○3番（中村光広君） 第4条の防災無線の設置場所なのですけれども、親局が古平町役場、遠隔

制御局が消防組合古平支署というふうになっております。これだけの防災無線という設備を設置するのですけれども、親局とか、親局のかわりをする遠隔制御局、ここが災害等にやられてしまえば元も子もない話でありますので、どのぐらいの災害を予定というか、そういった設定でここにいるのかわからないのですが、これだけ世の中で想定外の地震なり津波なり竜巻なり起こっている世の中ですから、古平町役場にしても老朽化しておりますし、消防署にしましても、地盤の低いところにあります。その点、この施設がどのぐらいの災害に対応できるということで設定したのか。あるいは、温泉交流広場というのが高いところにありますし、親局を逆にそちらのほうに設定したほうがいいのではないかと考えますが、その点いかがでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） そういう役場も消防も、両方とも災害に遭った場合とかありますけれども、それにつきましては、3カ所あっても4カ所あっても、考え方によっては同じように考えられますし、役場がもしだめになっても、そのためにまた消防でも使えると。そういうことで2カ所設定しています。

そして、今言った、温泉が高い場所だからいいのではないかと申しますが、災害は津波だけではないです。そして、何と申しても自動で全て音声を発生するわけではないです。人がいて初めて音声を発生しますし、連絡、通報できます。そういうことで、24時間いるのは消防です。そういうことで、親局は役場ですけれども、子局、遠隔装置があるのは消防がベターだと、そのように考えてございます。

○3番（中村光広君） 場所的には、役場にせよ消防署にしても大変結構なことなのですが、置かれている場所ですよ。そこが、役場にしても、どのぐらいの震度に耐えられるのか、消防にしてみれば、国道のそこを越えるような津波でも来れば沈んでしまうような場所にありますから、将来的にそういうのを考えて、せっかくこういう施設をつくるのですから、災害に一番強いような場所というのを考えていく必要があるのではないのでしょうか。温泉ではなくても、そういった場所ですね。例えば、役場よりは文化会館のほうが高いですし、小学校でもいいですし、そういったところに今後親局をつくるということを考えていく必要があるのではないのでしょうか。その点いかがでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 言っていることは十分理解できます。ただ、役場でも、置いている場所は、昭和54年以降ですか、耐震の基準を満たしている増築部分です。消防についても同じです。

ただ、今のご質問、十分わかるのですけれども、例えて言えば、免許のないところに車を置いているようなもので、とにかく使える人のところに機械がなければ、いざというときには役に立たないと。1分1秒を争う災害のときの情報発信ですから、ただ単に高いところで、小学校だとか、そういうことにはいかないのではないかなと。あくまでも担当の職員がいる役場、そして24時間職員がいる消防と、そう考えるのが妥当でないかなと思います。

○7番（木村輔宏君） これからの施設では、普通の民間ではあり得ないだろうと思うのですけれども、公共的な施設が建つ場合に、無線機をつけたのはいいけれども、アンテナがないとまずいよという場合があります。そういう場合は自動的にアンテナをつけてもらえるということでよろしいのでしょうか。要するに、こういう場所なのだけれども、たまたま庁舎がどこ

かへ建ったと。その裏に住宅があるがために無線機の受信が悪くなった。それでアンテナをつけるということがあり得ると思うのです。それは無償でやってもらえるということではよろしいのですか。

○総務課長（小玉正司君） 無線機ですか、受信機ですか、どちらのお話でしょうか。今言ったように、面的に受信が可能な区域であっても、隣接している建物によっては受信状況が悪くて、アンテナを立てなければだめだと。そういうところは、設置しながら、受信感度を調べて、アンテナが必要であればアンテナを設置すると、そういうことをございます。

（何事か言う者あり）

○総務課長（小玉正司君） なるほどですね。あり得ますよね。そういうときには町でつけざるを得ないのかなというふうな、今そういうふうに思っています。

○8番（真貝政昭君） 条例の中で、希望する方には有償で設置すると。基本的に、無償で貸与する場合もそうなのですが、町が責任を持って設置するというくだりがありますよね。まず、そういうふうに捉えていいのかどうか。

それから、有償の場合は、先ほどの補正にもありましたけれども、一般会計の補正予算で、予備の受信機とアンテナ、セットで一般会計で補正されていました。30台という説明がありましたけれども、有償の場合の設置費用というのは、単純に今回計上されている予算を割ればよろしいのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 基本的には、考え方はそのとおりになりますけれども、今回の補正の中にはそれ以外の費用も若干入っていますので、それよりは若干安くなります。

○8番（真貝政昭君） 有償の場合は、大体希望する場合、1カ所について7万くらいかなというふうにめどをつけたのですけれども、それよりは安くなるということでしょうか。

それと、今回の条例を見ますと、希望する者に貸与するという内容の条例になっています。事を争う場合、一人でも犠牲者を出さないという、いざという時の場合を考えて建物内に設置するものなのですけれども、これを、今回の条例みたいに希望する者というふうになりますと、希望しない者も出てくる可能性ありますよね。当然あり得ますよね。これは矛盾するのではないかと。消防の機器の設置義務がありましたけれども、今回のような性質の機器を各世帯に取りつけてもらう場合に、設置義務としたほうがよろしいのではないかと。むしろ、希望する者というふうに申請主義にしますと、時間的にも結構時間がかかるものになりますし、いざという場合の対応には不十分さが残る、そういう内容のものではないかというふうに感じたのですけれども、どうですか。

○総務課長（小玉正司君） あくまでも条例制定する場合、基本的に町のを貸すと。ただ、強制的に各家に町が設置すると、設置を義務づけると、そういうことはなかなか難しいのではないかなと、そういうふうに思います。

○8番（真貝政昭君） ただ、全町一斉にこういう事業をスタートするときに、そういう弱い部分を残しておく内容とは、事業の内容としてはかみ合わない感じがするのです。問題は生じないですか。

○総務課長（小玉正司君） この問題については、各町村も全て同じ悩みを持っています。希望しない人が何件か出てくるそうです。そういうことで、これが結果として問題が生じないかと。そう

いうことで、今の設置しないところがあると。そして、町として強制的に設置しなければだめだと、そういうこととはどうしても全てがうまく一致するとは、そういうことにはならないのではないかなと思います。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第45号 古平町防災無線施設の設置及び管理に関する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで2時半まで休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時29分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第9 議案第46号

○議長（逢見輝統君） 日程第9、議案第46号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長（佐々木容子君） ただいま上程されました議案第46号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてご説明を申し上げます。

本件は、古平町が加入いたします北海道後期高齢者医療広域連合の規約の変更につきまして、構成町村と協議をする必要が生じたので、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

規約変更の内容でございしますが、広域連合の負担金のうち人口割の算定の根拠として、日本人については、住民基本台帳に記録されている者、また外国人については、外国人登録原票に登録されている者というふうに規定されておりますが、外国人登録法が廃止されたり、また住民基本台帳法が改正されまして、外国人につきましても、外国人登録原票への登録が廃止され、日本人同様に住民基本台帳に記録されることとなったことから、これまでの規定の中から「外国人登録原票」の文字を削るというものでございます。改正後の規定につきましては、平成26年度、来年度以降の負担

金から適用されることとなっております。

以上で議案第46号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上ご決定賜りますお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第46号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第42号及び日程11 議案第43号

○議長（逢見輝統君） 日程第10、報告第2号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率についてと日程第11、報告第3号 平成24年度決算に基づく資金不足比率について、関連がございますので、一括議題といたします。

報告2号について報告を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） それでは、報告第2号の部分について、私のほうからご説明いたします。

平成24年度決算に基づく健全化判断比率についてご報告申し上げます。

本比率につきましては、まず歳入歳出決算書が町長に出まして、それを監査委員さんのほうに比率及び算定基礎処理について審査していただいたと。その結果、次ページ66ページにありますように、監査委員の意見書ということで報告を受けてございます。法律の規定によりまして、議会のほうにも報告することになってございますので、提案したものでございます。

記としまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、黒字でございましたので、数値は出ていないということでございます。また、実質公債費比率につきましては6.1%、将来負担比率につきましては49.2%という結果でございます。少し詳しく説明したいと思いますので、定例会説明資料のほうをお出しください。5ページです。大体開いているようなので、ご説明いたします。

5ページです。まず、1番というので、健全化判断比率の状況を記しております。前年度との比較がございます。赤字比率の部分については、黒字であったので、23年と24年度、数値がございません。公債費比率につきましては6.1%ということで、0.3ポイント改善してございます。将来負担比率につきましては49.2%、前年比9.3ポイント改善してございます。

6 ページです。6 ページには、赤字比率関係の部分の推移を載せてございます。この表で右側、平成24年度の部分、数値を入れてございます。一般会計の部分は1億4,905万9,000円の黒字ということ、特別会計合計で3,985万5,000円の黒字ということでございます。比率の分母になります標準財政規模につきましては、(4)の、ちょうど真ん中ぐらいにあります標準財政規模、24年度は20億5,878万3,000円ということございました。逆に(5)、(7)の部分で、下のほうにうろこの7.24、また(7)のほうではうろこの9.17ということで、黒字の比率というような感じで見ていただければよろしいかと思えます。

7 ページ、こちらは、実質公債費比率の推移を載せてございます。右端、平成24年度につきまして、欄、(6)、(7)、単年度での比率が6.3%、3カ年平均も公表しておりますので、6.1%ということでございます。

8 ページ目をお開きください。最後に、将来負担比率の推移についてご説明いたします。平成24年度の欄、(5)の部分で将来負担比率、もろもろ計算いたしまして、49.2%ということに数字が出てございます。

以上、判断比率についての報告でございました。

○議長（逢見輝続君） 続いて、報告第3号について報告を求めます。

○建設水道課長（本間好晴君） 引き続きまして、報告第3号 平成24年度決算に基づく資金不足比率について説明申し上げます。

この報告は、簡易水道事業及び公共下水道事業の平成24年度の決算に基づく資金不足比率につきまして、いわゆる地方財政健全化法の規定によりまして、議会に報告をするものでございます。

結論から申し上げますと、68ページにございますとおり、簡易水道事業特別会計並びに公共下水道事業特別会計のそれぞれの資金不足比率につきましては、それぞれにおきまして資金不足額がないということで、当該比率の指標はございません。

これに関連する資料といたしまして、説明資料の最終ページ、12ページ、13ページ、まず12ページの簡易水道事業特別会計における資金収支不足の資料でございしますが、下段のほうにございまして、資金不足額と申し上げますのは、(1)から(4)まで、これらの要素をプラス・マイナスいたしまして、いわゆる財源の資金の不足額、これを分子といたしまして、分母といたしましては、主に水道料金、収入でございします。この比率が資金不足比率となってあらわれてくるものでございしますが、過去の平成22年度から引き続きまして、今年度におきましても資金不足額がないということで、このような結果でございします。

同じく13ページの公共下水道事業特別会計の資金不足比率につきましても同様に、資金不足額がございません。それに対して分母は下水道使用料との比率ということで、同じく資金不足比率は指標はないという結果でございします。

以上、報告を終わらせていただきます。

○議長（逢見輝続君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 説明資料の11ページですけれども、財政状況早見表の2です。その表の一

番下に基金額比率の数式が書いています。（実体ベースの基金額プラス連結黒字額）割る標準財政規模の数式が書かれていますけれども、この数字を説明してください。

○財政課長（三浦史洋君） 基金額比率でございしますが、まずこの式の実体ベースの基金額ということで、まず一般会計で持っております財調減債基金、またその他目的基金、基金全体と土地開発基金の現金部分、そして特別会計のほうでも基金を持ってございしますので、それも加えます。また、備荒資金組合のほうに預けているお金もございします。それらを全部足しますと、実体ベースの基金ということで14億5,700万円ほどございします。

式の次の部分、連結黒字額ですが、これは、一般会計、特別会計合わせた金額、8ページにも載せて……、違いますね。説明資料の6ページにも載せてございしますが、連結した一般会計、特別会計の黒字額1億8,891万4,000円ということです。

そして、標準財政規模は、先ほど申した20億5,878万3,000円。これで計算しまして、80%ということですよ。

○8番（真貝政昭君） 括弧の中の実体ベースの基金額が総計で14億5,700万ほどとなっておりますけれども、国がつくった新しい指標のやつを表にするとこういうふうになって、財政状況が安定的な中に古平町は今推移しているという状況なのですけれども、これは、町民と町職員の給与の削減等による、今までの経過を考えますと、そういう犠牲の上に成り立って今があるというふうを考えられます。ちなみに、住民サービスでカットした部分は別にしても、町職員の給与カット、1割カットだとかやられてきましたけれども、その総計というのは把握していますか。概略でいいです。

○財政課長（三浦史洋君） 実際数字を算出するのは大変難しいということで、現在手元にはございしません。やるとしたらこれからの計算となりますけれども、なかなか大変かなと。時間はかかると思っています。

○8番（真貝政昭君） 仮に町職員の給与費が年間で5億としたら、1割カットで5,000万でしょう。財政再建というか、強化期間の5年間を掛けただけで2億5,000万。その他の3%だとか、いろいろやってこられたあれを考えますと、少なくとも3億はこの14億幾らの中に含まれているというふうには考えますと、今回の数字というのは極めて犠牲の上に成り立っているものであって、決して安住すべき位置ではないというふうには考えますけれども、どうですか。

○財政課長（三浦史洋君） なかなか何と答えていいのが難しいところですが、ただ、今までの右肩下がりになったときで、非常に財政的に苦しいときで、やむにやまれずということで給与カットをしたわけでもございまして、今、少し交付税が回復基調にあったということで、10%を4年間続けた、5%カットを2年間続けたということで今回、当初はゼロ%、もとに戻したということでもございしました。ざっくり今おっしゃったようなことでつなげていただくのは、非常に財政しているほうとしてはちょっと困ったことかなと。そういう見方はしていただきたくないなと思っております。

○議長（逢見輝続君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。

これで報告第2号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率についてと報告第3号 平成24年度決算に基づく資金不足比率についての報告を終わります。

◎日程第12 同意第1号

○議長（逢見輝統君） 日程第12、同意第1号 古平町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○町長（本間順司君） ただいま上程されました同意第1号 古平町教育委員会委員の任命につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたび現委員でございます葛西朋子委員が、9月30日をもって任期満了となりますが、同委員から一身上の都合によりまして今期限りで委員の職を辞したい旨の申し出がございました。こちらからも強く慰留をいたしましたのでございますけれども、ご本人の意思はかたく、承服せざるを得なかったものであります。したがって、その後任の委員としまして、現在専業主婦をなさっております本間炊さんを任命いたしたく、議会の同意を求めらるるものでございます。なお、教育委員の選任に際しましては、保護者の選任が義務づけられており、これらの要件も加味したところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

彼女は、北海道女子短期大学初等教育科を卒業後、余市町立黒川小学校の期限つき教諭を2年余り勤務され、平成12年4月から同17年12月まで、一部断続的ではございますけれども、古平町の非常勤事務補として勤務した後、専業主婦として現在に至っております。家族構成は、消防古平支署に勤務するご主人と小学校2年生の長男及び幼児センター一年中組の次男、そして彼女のご両親の6人家族でございます。

また、その他の役職といたしましては、ことしの4月から小学校のPTA役員となって総務文化部を担当するとともに、幼児センターでは保護者と先生の会の役員として活躍中で、大変教育熱心な方であります。人格及び識見ともに申し分ない人物で、適任者であると判断いたしましたので、ご同意方よろしくお願いを申し上げます。

なお、葛西委員につきましては、これまで4年間本町の教育行政の推進にご尽力いただきましたことに心から感謝と御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

それでは、議案を朗読しながら、提案理由の説明にかえさせていただきます。

同意第1号 古平町教育委員会委員の任命について。

古平町教育委員会委員として、次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めらるる。

平成25年9月25日提出、古平町長。

記としまして、任命すべき委員、住所、古平郡古平町大字浜町180番地、氏名、本間炊、生年月日、昭和51年4月6日生まれ、37歳でございます。

参考としまして、前任者は、葛西朋子、任期、平成21年10月1日から平成25年9月30日というふうになってございます。

よろしく同意方お願い申し上げたいと存じます。

以上でございます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 2時51分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑、討論を省略することとして差し支えございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略いたします。

これから同意第1号 古平町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号 古平町教育委員会委員の任命について同意を求める件は同意することに決定いたしました。

◎日程第13 同意第2号及び日程第14 同意第3号

○議長（逢見輝統君） 日程第13、同意第2号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任についてと日程第14、同意第3号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任について、関連がございますので、一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○町長（本間順司君） ただいま一括上程されました同意第2号及び第3号の古平町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたび当該委員の幾井義之氏と須田嘉勝氏のご両名が任期満了を迎えたところでありますが、幾井義之氏につきましては、一身上の都合によって今期をもって退任いたしたい旨の申し出があり、事情やむを得ないものと思料し、その後任といたしまして、現在北海信用金庫浜町代理店の店主であります佐々木彰氏を、また須田嘉勝氏につきましては引き続いて再任することといたしまして、議会の同意を求めるものでございます。

佐々木彰氏につきましては、議員の皆様も周知のとおり、長い間金融機関でご活躍されてきた方であり、その業務経験や実績は本委員として最適任者であると判断いたしましたところであり、よろしくご審議の上ご同意賜りますようお願い申し上げます。

なお、これまで4期12年間の長きにわたって委員を務めていただきました幾井義之氏につきまし

ては、先般の町表彰式におきましても町功労者として表彰させていただきましたが、その功労に関して改めまして深く感謝申し上げますとともに、今後もお体をいたわりながらお過ごしをいただき、町政へのご進言を賜ればと思っているところでございます。

それでは、議案を朗読しながら、提案理由のご説明にかえさせていただきます。

同意第2号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

古平町固定資産評価審査委員会委員として、次の者を任命したいので地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成25年9月25日提出、古平町長。

記としまして、選任すべき委員、住所、古平郡古平町大字浜町260番地、氏名、佐々木彰、昭和28年7月29日生まれ。

参考としまして、前任者、幾井義之、任期、平成22年9月24日から平成25年9月23日まで。

続きまして、同意第3号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

古平町固定資産評価審査委員会委員として、次の者を任命したいので地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成25年9月25日提出、古平町長。

記としまして、選任すべき委員、住所、古平郡古平町大字浜町268番地3、氏名、須田嘉勝、昭和21年5月5日生まれ。

参考は、前任者と同一でございます。

以上、よろしくご審議の上ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 2時56分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑、討論を省略することとして差し支えございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略いたします。

これから同意第2号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

お諮りします。これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は同意することに決定いたしました。

次に、同意第3号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。
お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、同意第3号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は同意することに決定いたしました。

◎日程第15 意見案第8号

○議長(逢見輝統君) 日程第15、意見案第8号 道州制導入に断固反対する意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第8号は、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第8号 道州制導入に断固反対する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 陳情第8号

○議長(逢見輝統君) 日程第16、陳情第8号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情についてを議題といたします。

陳情第8号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第8号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第8号を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第8号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情については採択することに決定いたしました。

◎日程第17 陳情第9号

○議長(逢見輝統君) 日程第17、陳情第9号 希望する教職員全員の再任用と必要な交付税追加措置の意見書採択を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。本案は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第9号 希望する教職員全員の再任用と必要な交付税追加措置の意見書採択を求める陳情書は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程第18 陳情第10号

○議長(逢見輝統君) 日程第18、陳情第10号 「教育費無償化」の前進を求める要請書を議題といたします。

陳情第10号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思えますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第10号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第10号を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第10号「教育費無償化」の前進を求める要請書は採択することに決定いたしました。

◎日程第19 陳情第11号

○議長（逢見輝統君） 日程第19、陳情第11号 地方財政の拡充に関する意見書採択を求める陳情書を議題といたします。

陳情第11号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第11号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第11号を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第11号 地方財政の拡充に関する意見書採択を求める陳情書は採択することに決定いたしました。

◎日程第20 陳情第12号

○議長（逢見輝統君） 日程第20、陳情第12号 集团的自衛権行使を容認する憲法解釈変更に対抗する陳情書を議題とします。

お諮りします。本案は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第12号 集团的自衛権行使を容認する憲法解釈変更に対抗する陳情書は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程第21 陳情第13号

○議長（逢見輝統君） 日程第21、陳情第13号 介護保険制度の後退・改悪に対抗し、充実を求める陳情書を議題といたします。

陳情第13号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第13号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。
お諮りします。陳情第13号を採択することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。
よって、陳情第13号 介護保険制度の後退・改悪に反対し、充実を求める陳情書は採択することに決定いたしました。

◎日程第22 陳情第14号

○議長（逢見輝統君） 日程第22、陳情第14号 北海道の住宅リフォーム助成制度創設を求める陳情書を議題といたします。

陳情第14号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。
よって、陳情第14号は委員会の付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。
お諮りします。陳情第14号を採択することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。
よって、陳情第14号 北海道の住宅リフォーム助成制度創設を求める陳情書は採択することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（逢見輝統君） これで本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

これで本日の会議を閉じます。

散会 午後 3時05分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員